

令和6年度 石川県農業活性化協議会 第1回通常総会

日 時：令和6年5月27日（月）
14：00～

場 所：石川県農業会館6階「大会議室」

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 情勢報告

4. 議事録署名人選出

5. 議 事

議案1

令和5年度 事業報告及び収支決算について

議案2

令和6年度 事業計画及び収支予算について

議案3

令和6年度 水田収益力強化ビジョンについて

議案4

石川県農業活性化協議会規約の変更について

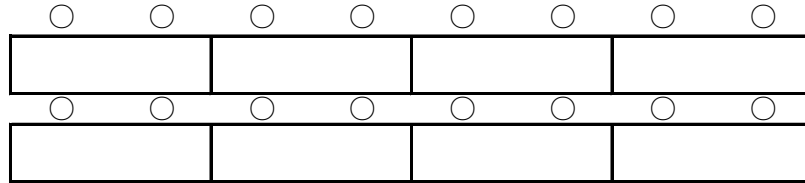
6. 閉 会

石川県農業活性化協議会 委員名簿

(50音順)

浅田晋一	石川県生活協同組合連合会 専務理事
軽部英俊	石川県農業法人協会 副会長
(新)小谷綱雄	(公財)いしかわ農業総合支援機構 参事
小林雅裕	石川県立大学 名誉教授
末政満	全国農業協同組合連合会石川県本部 県本部長
田中正貴	(株)八幡 製造部長兼工場長
(新)鳥倉俊雄	石川県市長会 事務局長
中村潤	(株)米心石川 常務取締役
中谷内昭子	いしかわ農業振興協議会 会長
西利章	石川県農業協同組合中央会 専務理事
西沢耕一	石川県農業協同組合中央会 代表理事会長 (会長)
西本光弘	石川県町長会 事務局長
能木場由紀子	石川県婦人団体協議会 会長
林慎吾	(一社)石川県農業会議 事務局長 (監事)
前寺清一	石川県土地改良事業団体連合会 専務理事
南範彰	石川県農業共済組合 専務理事
宮田吉弘	税理士法人 宮田会計 相談役 (監事)
谷内勇人	いしかわの農地活用連絡調整会 会長
(新)吉田健一	石川県農林水産部 部長 (副会長)

令和6年度 石川県農業活性化協議会 第1回通常総会(座席配置図)



葛城県農林水産部
生産振興課長
橋本 J A 石川県中央会
参事
坂野 J A 全農いしかわ
米穀園芸部長
中村 J A グループ石川
営農戦略室長
川本 J A グループ石川
営農戦略室審査役次長

宮田委員
(税理士法人宮田会計)
南委員
(石川県農業共済組合)
前寺委員
(石川県土地改良事業団体連合会)
林委員
(石川県農業会議)
西本委員
(石川県町長会)

井田企画調整室調整官
(北陸農政局)
軽部委員
(石川県農業法人協会)
小谷委員
(いしかわ農業総合支援機構)
小林委員
(石川県立大学)
末政委員
(J A 全農いしかわ)
田中委員
(八幡)

中村委員
(米心石川)
中谷内委員
(いしかわ農業振興協議会)
西沢会長
(J A 石川県中央会)
吉田副会長(代理 江藤次長)
(石川県農林水産部)
西委員
(J A 石川県中央会)

[委任状出席]
浅田委員
鳥倉委員
能木場委員
谷内委員

ステージ

令和6年産に向けた水田農業の取組方針 (ver.3.7)

農林水産省農産局企画課

水田農業対策室

令和6年5月

主食用米等の令和5/6年及び令和6/7年の需給見通し（令和6年3月公表基本指針）

【令和5/6年の主食用米等の需給見通し】

(単位: 万トン)

令和5年6月末民間在庫量	A	197	→ 194 ≪3≫
令和5年産主食用米等生産量	B	661	← 見通し: 669万トン
令和5/6年主食用米等供給量計	C=A+B	858	
令和5/6年主食用米等需要量	D	681	
令和6年6月末民間在庫量	E=C-D	177	

（令和2年産米のコロナ影響緩和特別対策（特別枠）を除いた場合の見通し）

R5年産の生産量の見通しと同水準の生産量

【令和6/7年の主食用米等の需給見通し】

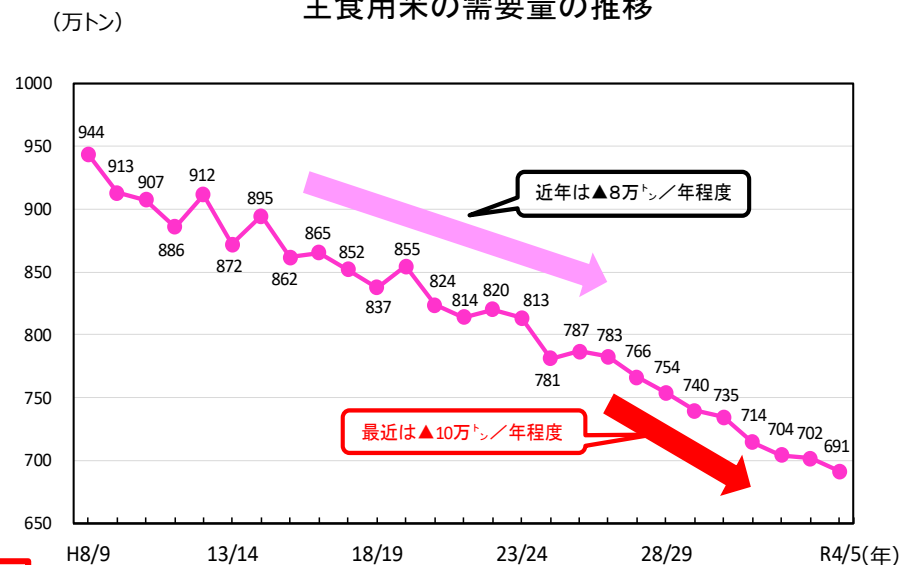
(単位: 万トン)

令和6年6月末民間在庫量	E	177
令和6年産主食用米等生産量	F	669
令和6/7年主食用米等供給量計	G=E+F	846
令和6/7年主食用米等需要量	H	670
令和7年6月末民間在庫量	I=G-H	176

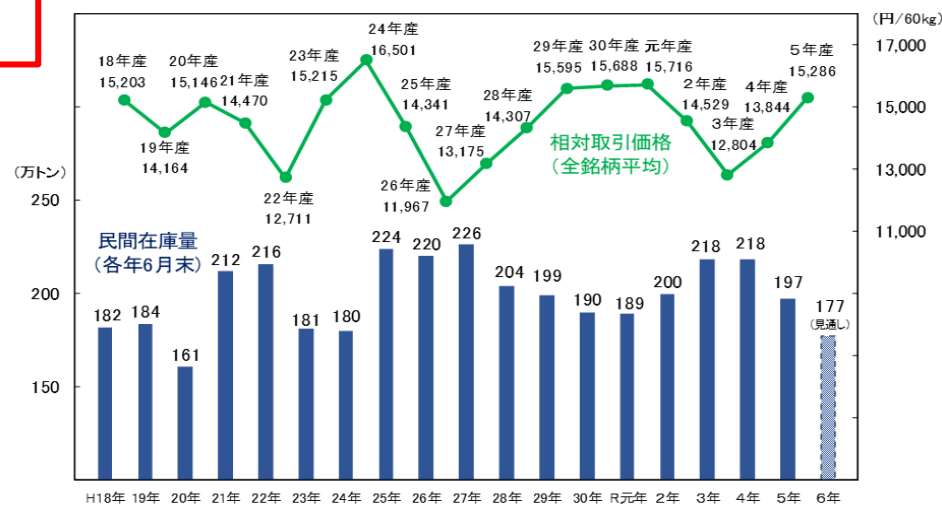
注1：欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む令和2年産米を除いた場合の見通しであり、≪ ≫書きは特別枠に係る取組数量。

注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

主食用米の需要量の推移



相対取引価格と民間在庫量の推移



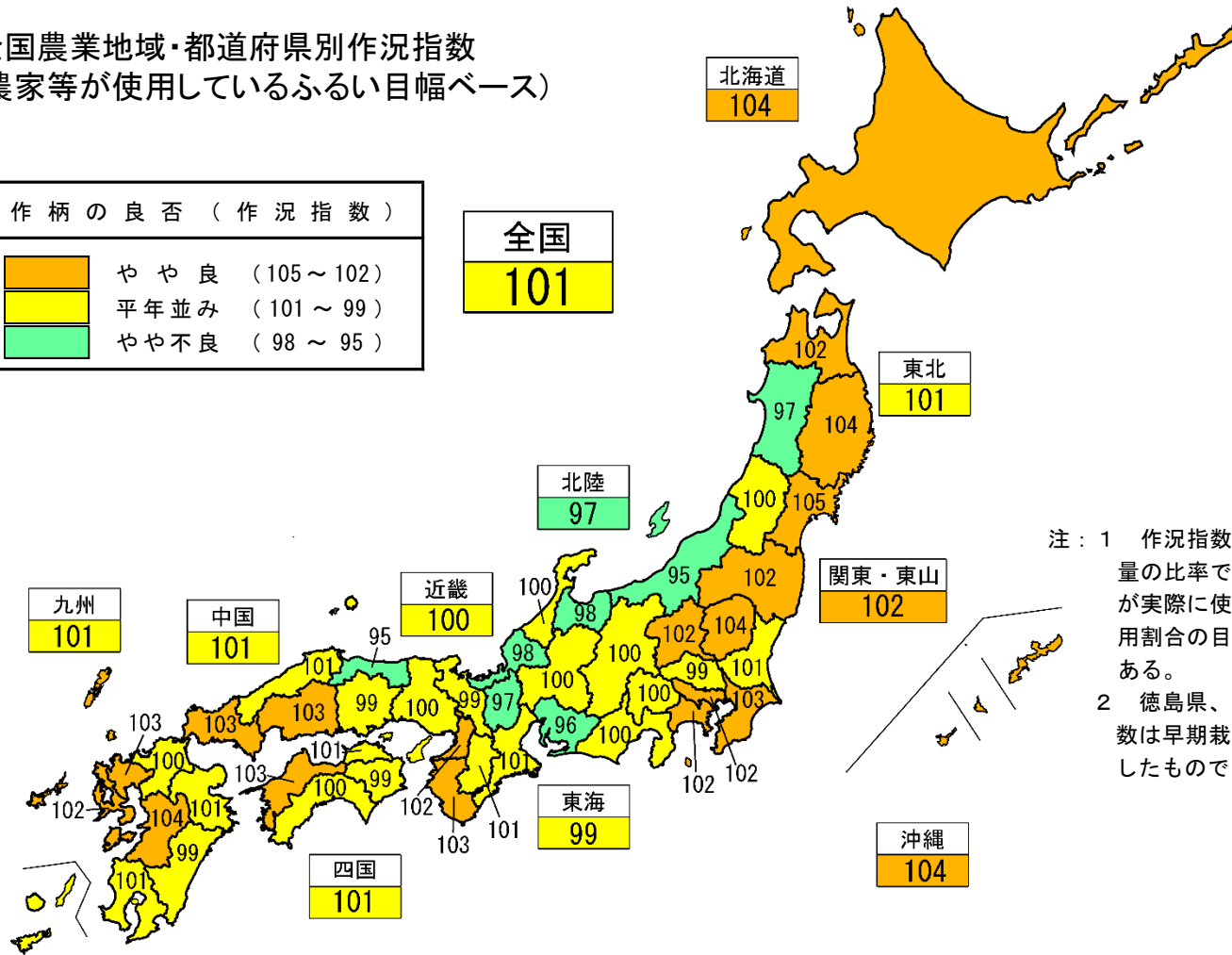
注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（令和5年産は出回りから6年3月までの速報値）の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

令和5年産水稻の作付面積及び収穫量

- 令和5年産水稻の作付面積（子実用）は134万4,000ha（前年産に比べ1万1,000ha減少）となった。うち主食用作付面積は124万2,000ha（前年産に比べ9,000ha減少）となった。
- 全国の10a当たり収量（1.70mmのふるい目幅ベース）は533kg。
- 主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた主食用の収穫量は661万t（前年産に比べ9万1,000t減少）となった。
- 農家等が使用しているふるい目幅ベースの全国の作況指数は101。

全国農業地域・都道府県別作況指数
（農家等が使用しているふるい目幅ベース）

作柄の良否（作況指数）	
■	やや良（105～102）
■	平年並み（101～99）
■	やや不良（98～95）



- 注：1 作況指数は、10a当たり平年収量に対する10a当たり収量の比率であり、都道府県ごとに、過去5か年間に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、最も多い使用割合の目幅以上に選別された玄米を基に算出した数値である。
- 2 徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の作況指数は早期栽培（第一期稲）、普通栽培（第二期稲）を合算したものである。

令和5年産の水田における作付状況（令和5年9月30日時点）

- 全国の主食用米の作付面積については、前年実績（125.1万ha）から0.9万ha減少（▲0.7%）し、124.2万haとなった。
- 令和5年産で畑地化に取り組む面積は、麦、大豆、飼料作物、そば、なたねのほか、高収益作物等を加えると3.5万haとなる見込み。

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

（万ha）

	主食用米	戦略作物等								備蓄米	
		加工用米	新規需要米				麦	大豆	飼料作物 そば なたね		戦略作物等 合計面積
			新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 (稲発酵 粗飼料用稲)					
H29年産	137.0	5.2	0.1	0.5	9.2	4.3	9.8	9.0	10.2	48.3	3.5
H30年産	138.6	5.1	0.4	0.5	8.0	4.3	9.7	8.8	10.2	47.0	2.2
R元年産	137.9	4.7	0.4	0.5	7.3	4.2	9.7	8.6	10.2	45.6	3.3
R2年産	136.6	4.5	0.6	0.6	7.1	4.3	9.8	8.5	10.2	45.6	3.7
R3年産	130.3	4.8	0.7	0.8	11.6	4.4	10.2	8.5	10.2	51.2	3.6
R4年産	125.1	5.0	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9	9.9	54.9	3.6
R5年産	124.2	4.9	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8	8.3	52.8	3.5
畑地化面積	—	—	—	—	—	—	0.4	0.2	1.6	2.2 (3.5)	—

注1：加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米）は取組計画の認定面積。

注2：備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積。

注3：麦、大豆、飼料作物、そば、なたねは、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

※R5年産畑地化面積の戦略作物等合計面積欄の3.5万haについては、麦、大豆、飼料作物、そば、なたねのほか、高収益作物等を加えた面積。

令和6年産に向けた水田における作付意向について（令和6年産第1回中間的取組状況（令和6年1月末時点））①

- 農林水産省では産地・生産者が主体的に作付を判断し、需要に応じた生産・販売を行うことができるよう、都道府県別の作付意向を聞き取り、公表。
- 5年産実績との比較による各都道府県の主食用米の作付意向は、1月末時点では、増加傾向5県、前年並み30県、減少傾向11県。
- 戦略作物については、加工用米、新市場開拓用米（輸出用米等）、米粉用米、WCS用稲及び麦において増加傾向又は前年並みとしている県が多い一方、飼料用米及び大豆については、前年並み又は減少傾向とする県が多い。

【令和6年産米等の作付意向（前年産実績との比較、令和6年1月末時点）】 下段 [] は前年同時期の作付意向

	主食用米	戦略作物							備蓄米
		加工用米	新市場開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)	麦	大豆	
前年より増加傾向	5県 [0県]	17県 [15県]	19県 [18県]	17県 [16県]	3県 [11県]	18県 [20県]	17県 [23県]	5県 [16県]	2県 [6県]
前年並み	30県 [35県]	18県 [27県]	17県 [18県]	22県 [24県]	17県 [25県]	23県 [21県]	16県 [14県]	19県 [15県]	10県 [22県]
前年より減少傾向	11県 [12県]	8県 [2県]	1県 [3県]	5県 [5県]	25県 [10県]	4県 [4県]	11県 [8県]	20県 [14県]	18県 [5県]

注1：令和6年産の意向（増加傾向、前年並み、減少傾向）は、5年産実績との比較。
 注2：比較している主食用米の5年産実績は、令和5年12月統計部公表の主食用作付面積。
 注3：加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲の5年産実績は、取組計画認定面積。
 注4：麦・大豆の5年産実績は、地方農政局等が令和5年9月30日時点で都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。
 注5：備蓄米の5年産実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。
 注6：石川県については、令和6年能登半島地震の影響のため、令和6年産の意向は含まれていない。

令和6年産に向けた水田における作付意向について（令和6年産第1回中間的取組状況（令和6年1月末時点））②

(ha)

都道府県	主食用米		戦略作物												備蓄米			
	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	加工用米		新市場開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)		麦		大豆		5年産実績	6年産意向 (対前年実績)
			5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)		
全国計	124.2万		48,797		9,091		7,587		133,925		53,055		104,526		87,973		35,359	
北海道	82,200	↗	6,920	→	1,974	↗	143	→	6,788	↘	1,594	↗	33,869	↘	17,865	↘	2,089	↘
青森	33,800	↗	787	↘	321	↗	12	↗	7,930	↘	788	→	561	↘	4,801	→	5,661	↘
岩手	42,800	→	1,283	↗	417	→	30	↘	5,739	↘	2,396	↘	3,491	↗	4,196	→	663	↘
宮城	57,200	→	626	↗	894	↗	103	↗	9,801	↘	2,757	↗	2,186	→	9,525	→	2,144	↘
秋田	69,900	→	8,264	→	500	↗	329	↗	4,265	↘	1,235	↗	182	↘	8,701	→	3,955	↘
山形	52,400	→	4,516	↘	440	↗	112	→	5,138	→	1,239	↗	73	↗	4,655	↘	3,484	↘
福島	53,100	→	448	↗	142	↗	12	↗	11,722	↘	1,079	↗	333	↗	907	↗	4,753	↗
茨城	57,800	→	947	↗	762	↗	55	↗	13,886	↘	653	↗	4,037	→	776	→	217	↘
栃木	47,200	↘	1,513	→	70	↗	1,418	→	15,069	↗	2,177	↗	7,442	↗	419	↗	1,149	→
群馬	12,400	→	1,389	→	0	→	168	→	1,661	→	621	→	2,185	↘	118	→	-	-
埼玉	27,500	→	144	↗	52	↗	769	↗	3,605	↘	124	↗	1,877	↗	383	→	43	↘
千葉	45,800	→	1,672	↗	35	→	135	→	10,154	↘	1,316	↘	440	↘	262	↘	122	→
東京	111	→	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	2,850	→	-	-	-	-	-	-	13	→	2	→	4	→	6	→	-	-
新潟	100,600	→	7,093	→	1,586	↗	1,784	→	4,032	→	533	↗	189	↗	3,996	→	4,559	↘
富山	31,200	→	1,220	↘	342	→	266	↗	2,096	↘	480	→	2,834	→	4,165	↘	2,202	↘
石川	20,800	- ^{注6}	481	-	65	-	371	-	1,131	-	127	-	1,198	-	981	-	1,629	-
福井	21,500	↗	322	↗	132	↗	213	↗	1,976	↘	160	→	5,210	↘	76	→	1,218	↘
山梨	4,660	↘	62	↗	-	-	29	→	21	↘	18	→	62	→	99	→	-	-
長野	29,300	→	733	→	245	↗	24	↗	429	↘	265	↗	2,543	→	670	→	257	→
岐阜	19,700	→	741	↗	78	↗	65	↗	3,496	↘	303	→	3,689	↗	359	→	94	↘
静岡	15,000	→	105	→	1	↗	8	↘	1,011	↘	330	→	244	→	38	↘	4	↘
愛知	24,700	→	573	↗	44	→	278	↗	2,040	↘	182	↘	5,646	→	70	↘	176	→
三重	24,900	→	168	→	54	→	95	→	2,426	→	303	→	7,050	→	188	↘	53	↘

注1：主食用米、戦略作物及び備蓄米の「6年産意向（対前年実績）」は、5年産実績と比較し、「↗：増加傾向」（1%超増加）、「→：前年並み」（増減1%以内）、「↘：減少傾向」（1%超減少）で分類。
 注2：主食用米の5年産実績は、令和5年12月統計部公表の主食用米作付面積。
 注3：加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲の5年産実績は、取組計画認定面積。
 注4：麦・大豆の5年産実績は、地方農政局等が令和5年9月30日時点で都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。
 注5：備蓄米の5年産実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。
 注6：石川県については、令和6年能登半島地震の影響のため、令和6年産の意向は含まれていない。

令和6年産に向けた水田における作付意向について（令和6年産第1回中間的取組状況（令和6年1月末時点）） ③

(ha)

都道府県	主食用米		戦略作物												備蓄米			
	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	加工用米		新市場開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)		麦		大豆		5年産実績	6年産意向 (対前年実績)
			5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)	5年産実績	6年産意向 (対前年実績)		
滋賀	27,000	↗	608	↘	205	↗	58	↗	2,033	↘	310	→	8,222	↗	591	↘	282	↘
京都	13,200	→	551	→	25	→	10	→	133	→	158	↗	290	↘	266	→	-	-
大阪	4,430	↘	0	↘	-	-	5	→	6	↘	4	↗	2	↗	8	↘	-	-
兵庫	32,500	→	674	→	185	↗	48	↘	819	→	972	→	1,931	↗	1,658	↘	-	-
奈良	8,200	→	19	→	-	-	36	→	50	→	43	→	68	→	22	→	-	-
和歌山	5,780	→	-	-	-	-	1	→	3	→	4	↘	4	→	11	↘	-	-
鳥取	11,700	→	25	→	33	↗	0	→	821	→	392	→	68	↘	619	→	79	↘
島根	15,900	↘	252	↘	2	→	7	↘	804	↘	745	↗	281	↗	629	↘	26	→
岡山	26,900	↘	295	→	189	→	120	↗	1,824	↘	475	→	1,269	→	1,116	↘	152	↗
広島	20,500	→	351	→	44	→	96	↗	443	→	708	↗	318	↗	226	↗	10	→
山口	16,000	↘	976	↗	86	→	43	→	1,108	↘	410	→	711	↗	816	↘	-	-
徳島	9,480	→	20	→	40	→	11	→	1,007	↘	247	→	55	↗	7	↘	198	↘
香川	10,100	↘	48	↗	28	↗	7	→	195	→	269	↗	1,322	↗	39	↘	-	-
愛媛	12,800	→	34	↗	-	-	6	→	344	↘	217	↗	430	↗	313	↗	-	-
高知	10,200	→	84	→	-	-	18	→	1,135	→	321	→	5	→	54	→	2	→
福岡	32,300	↗	224	↘	12	↗	322	↗	2,475	→	2,068	↗	1,140	↘	7,773	→	11	↘
佐賀	21,700	→	406	↘	8	→	19	→	829	↘	2,246	→	1,411	↗	6,241	→	42	→
長崎	10,000	↘	6	→	10	↘	4	↗	117	→	1,549	→	78	↘	256	↘	-	-
熊本	28,900	→	672	→	41	→	309	→	1,646	→	9,167	→	795	→	2,238	↘	66	→
大分	18,100	↘	148	↗	2	→	13	↘	1,932	↗	2,758	→	693	→	1,317	↘	19	→
宮崎	12,700	↘	1,978	↗	22	→	22	→	887	↗	7,207	→	18	↘	207	↗	-	-
鹿児島	15,800	↘	1,389	↗	1	→	12	↗	880	↘	4,081	→	75	→	310	↘	-	-
沖縄	544	→	30	↗	-	-	2	→	3	→	22	↗	-	-	-	-	-	-

注1：主食用米、戦略作物及び備蓄米の「6年産意向（対前年実績）」は、5年産実績と比較し、「↗：増加傾向」（1%超増加）、「→：前年並み」（増減1%以内）、「↘：減少傾向」（1%超減少）で分類。
 注2：主食用米の5年産実績は、令和5年12月統計部公表の主食用作付面積。
 注3：加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲の5年産実績は、取組計画認定面積。
 注4：麦・大豆の5年産実績は、地方農政局等が令和5年9月30日時点で都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。
 注5：備蓄米の5年産実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。
 注6：石川県については、令和6年能登半島地震の影響のため、令和6年産の意向は含まれていない。

米の販売数量及び民間在庫の推移（令和6年3月）

- 令和5年1月～12月の米の販売数量の対前年比は、小売事業者向けで+2%、中食・外食事業者等向けは+5%となっており、販売数量の計では+3%となっている。また、令和6年3月の対前年同月比は、小売事業者向けで+7%、中食・外食事業者等向けは±0%となっており、販売数量の計では+4%となっている。
- 令和6年3月末現在の全国の民間在庫は、出荷・販売段階の計で対前年差▲36万トンの215万トンとなっており、出荷段階は対前年差▲33万トンの171万トン、販売段階は対前年差▲3万トンの43万トンとなっている。

【米穀販売事業者における販売数量の動向(前年同月比)(速報)】

	5年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月～12月計	6年1月	2月	3月
小売事業者向け	100%	101%	98%	101%	107%	100%	102%	104%	103%	105%	105%	104%	102%	106%	108%	107%
(※令和元年との比較)	(104%)	(103%)	(102%)	(101%)	(108%)	(101%)	(99%)	(107%)	(100%)	(102%)	(104%)	(108%)	(103%)	(110%)	(111%)	(108%)
中食・外食事業者等向け	103%	107%	103%	102%	106%	104%	107%	106%	105%	105%	105%	102%	105%	103%	106%	100%
(※令和元年との比較)	(93%)	(94%)	(94%)	(95%)	(99%)	(99%)	(97%)	(97%)	(102%)	(100%)	(100%)	(98%)	(97%)	(96%)	(100%)	(95%)
販売数量計	101%	104%	100%	101%	107%	102%	104%	105%	104%	105%	105%	103%	103%	105%	107%	104%
(※令和元年との比較)	(99%)	(99%)	(98%)	(98%)	(104%)	(101%)	(98%)	(102%)	(101%)	(101%)	(102%)	(103%)	(101%)	(103%)	(106%)	(102%)

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：報告対象業者は、年間玄米仕入数量50,000t以上の販売事業者（年間取扱数量約150万t（令和4年産主食用米等の生産量670万tの約2割））である。

注2：上記の数値については、報告対象者が販売している精米の全体の価格・数量の動向を指数化したものであり、個別の取引や産地銘柄毎の動向を表すものではない。

注3：令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、各月ごとの消費動向に大きな変動が生じていることから、参考として令和元年（4月までは平成31年）の同月との比較をした値を記載。

【購入数量の推移(家計調査)】

		5年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月～12月計	6年1月	6年2月
米	購入数量	3.72	4.06	4.25	4.51	4.45	4.23	4.39	4.44	6.06	6.75	4.49	5.29	56.65	3.52	3.92
	前年同期比	94.2%	98.1%	91.4%	99.3%	101.6%	98.8%	100.9%	102.1%	100.5%	93.2%	97.8%	109.1%	98.7%	94.6%	96.6%
パン	前年同期比	96.9%	102.8%	93.5%	99.1%	95.2%	100.2%	93.0%	95.7%	101.1%	100.3%	96.3%	101.6%	98.0%	103.9%	101.2%
	前年同期比	98.0%	87.3%	90.7%	93.1%	95.8%	95.2%	94.1%	101.0%	91.5%	91.1%	94.9%	92.3%	93.8%	99.2%	100.0%

(単位：Kg、%)

資料：総務省「家計調査」家計收支編 二人以上の世帯

【民間在庫量の推移(出荷+販売段階)(速報)】

		当年7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年1月	2月	3月	4月	5月	6月
4/5年	出荷+販売段階	142	122	199	313	330	328	306	280	251	219	186	153
	出荷段階	116	98	166	262	277	276	259	236	204	176	149	121
	販売段階	26	25	33	50	52	52	47	44	46	43	36	33
5/6年	出荷+販売段階	123	105	200	289	303	299	275	244	215			
	対前年差	▲20	▲18	±0	▲23	▲26	▲30	▲31	▲36	▲36			
	出荷段階	95	78	162	236	250	247	228	202	171			
	対前年差	▲21	▲19	▲4	▲27	▲28	▲30	▲31	▲33	▲33			
販売段階	27	26	38	54	54	52	46	42	43				
	対前年差	+1	+2	+5	+3	+2	±0	±0	▲3	▲3			

(単位：万玄米トン)

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。

注2：報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。

注3：期間については、5/6年であれば、令和5年7月～6年6月である。

産地別民間在庫の状況（令和6年3月）

（単位：千玄米トン）

	5年 2月	5年 3月	6年 2月	対前年 同月差	対前年 同月比	6年 3月	対前年 同月差	対前年 同月比
	① (千玄米トン)	② (千玄米トン)	③ (千玄米トン)	④=③-① (千玄米トン)	⑤=③/① (%)	⑥ (千玄米トン)	⑦=⑥-② (千玄米トン)	⑧=⑥/② (%)
北海道	295.8	268.9	242.5	▲ 53.3	▲ 18.0%	211.8	▲ 57.1	▲ 21.2%
青森	125.1	112.3	110.9	▲ 14.2	▲ 11.3%	97.7	▲ 14.5	▲ 12.9%
岩手	131.8	117.0	114.2	▲ 17.6	▲ 13.4%	102.5	▲ 14.5	▲ 12.4%
宮城	172.3	154.5	144.4	▲ 27.8	▲ 16.2%	136.8	▲ 17.7	▲ 11.5%
秋田	205.3	178.4	179.7	▲ 25.6	▲ 12.5%	151.7	▲ 26.7	▲ 15.0%
山形	168.1	154.8	155.1	▲ 13.0	▲ 7.7%	140.7	▲ 14.2	▲ 9.1%
福島	146.9	131.7	143.7	▲ 3.2	▲ 2.2%	128.3	▲ 3.4	▲ 2.6%
茨城	109.9	99.0	97.3	▲ 12.6	▲ 11.5%	84.5	▲ 14.5	▲ 14.7%
栃木	146.7	135.3	126.8	▲ 19.8	▲ 13.5%	118.6	▲ 16.7	▲ 12.3%
群馬	27.0	24.1	19.8	▲ 7.2	▲ 26.6%	17.6	▲ 6.5	▲ 26.9%
埼玉	36.0	30.4	27.3	▲ 8.7	▲ 24.2%	22.2	▲ 8.2	▲ 27.0%
千葉	55.4	47.8	49.0	▲ 6.4	▲ 11.5%	40.6	▲ 7.2	▲ 15.1%
東京	0.0	0.0	0.0	+ 0.0	-	0.0	+ 0.0	-
神奈川	1.9	1.8	2.1	+ 0.1	+ 7.6%	1.9	+ 0.1	+ 5.6%
山梨	4.4	4.0	4.1	▲ 0.2	▲ 5.4%	3.4	▲ 0.6	▲ 15.0%
長野	61.1	54.2	60.2	▲ 0.9	▲ 1.4%	54.8	+ 0.6	+ 1.1%
静岡	15.2	13.1	14.2	▲ 1.0	▲ 6.6%	11.7	▲ 1.5	▲ 11.2%
新潟	220.3	193.6	216.2	▲ 4.1	▲ 1.9%	186.1	▲ 7.5	▲ 3.9%
富山	80.7	68.9	73.8	▲ 6.9	▲ 8.6%	60.4	▲ 8.5	▲ 12.3%
石川	59.8	54.5	57.0	▲ 2.7	▲ 4.6%	51.0	▲ 3.5	▲ 6.4%
福井	44.6	37.6	36.0	▲ 8.6	▲ 19.3%	31.1	▲ 6.4	▲ 17.1%
岐阜	29.9	27.4	29.8	+ 0.0	▲ 0.1%	25.2	▲ 2.2	▲ 7.9%
愛知	34.0	29.8	27.5	▲ 6.5	▲ 19.2%	24.4	▲ 5.4	▲ 18.1%
三重	30.7	26.4	26.9	▲ 3.8	▲ 12.4%	22.4	▲ 4.0	▲ 15.2%

	5年 2月	5年 3月	6年 2月	対前年 同月差	対前年 同月比	6年 3月	対前年 同月差	対前年 同月比
	① (千玄米トン)	② (千玄米トン)	③ (千玄米トン)	④=③-① (千玄米トン)	⑤=③/① (%)	⑥ (千玄米トン)	⑦=⑥-② (千玄米トン)	⑧=⑥/② (%)
滋賀	50.2	48.3	40.9	▲ 9.3	▲ 18.5%	35.4	▲ 12.9	▲ 26.7%
京都	10.6	9.5	7.4	▲ 3.2	▲ 30.5%	6.1	▲ 3.4	▲ 35.7%
大阪	2.1	1.9	2.0	▲ 0.1	▲ 6.5%	1.2	▲ 0.6	▲ 34.3%
兵庫	38.5	35.7	36.4	▲ 2.1	▲ 5.4%	33.4	▲ 2.3	▲ 6.4%
奈良	11.1	10.1	9.2	▲ 1.9	▲ 17.1%	7.7	▲ 2.4	▲ 24.1%
和歌山	2.5	2.4	1.7	▲ 0.8	▲ 31.4%	1.5	▲ 0.9	▲ 37.2%
鳥取	26.5	22.8	21.2	▲ 5.4	▲ 20.2%	19.7	▲ 3.0	▲ 13.3%
島根	27.0	23.6	21.9	▲ 5.1	▲ 18.9%	18.1	▲ 5.5	▲ 23.4%
岡山	38.4	37.5	35.4	▲ 2.9	▲ 7.7%	31.8	▲ 5.7	▲ 15.3%
広島	36.8	31.6	28.8	▲ 8.1	▲ 21.9%	24.1	▲ 7.4	▲ 23.5%
山口	35.9	32.4	27.0	▲ 8.9	▲ 24.7%	23.6	▲ 8.7	▲ 26.9%
徳島	8.2	6.9	4.8	▲ 3.4	▲ 41.8%	3.7	▲ 3.1	▲ 45.7%
香川	15.9	14.1	12.6	▲ 3.3	▲ 20.7%	9.2	▲ 4.9	▲ 35.0%
愛媛	14.5	13.7	13.1	▲ 1.5	▲ 10.2%	11.7	▲ 2.1	▲ 15.0%
高知	8.6	7.1	6.6	▲ 2.1	▲ 24.0%	5.5	▲ 1.7	▲ 23.3%
福岡	66.5	58.8	58.6	▲ 7.9	▲ 11.9%	51.0	▲ 7.8	▲ 13.3%
佐賀	31.0	26.8	30.0	▲ 1.0	▲ 3.2%	25.5	▲ 1.3	▲ 4.9%
長崎	9.0	8.0	7.9	▲ 1.1	▲ 12.6%	6.9	▲ 1.1	▲ 13.8%
熊本	44.7	38.5	37.6	▲ 7.1	▲ 15.9%	33.1	▲ 5.4	▲ 14.0%
大分	18.4	16.4	14.2	▲ 4.2	▲ 22.8%	11.8	▲ 4.7	▲ 28.4%
宮崎	13.3	11.4	7.0	▲ 6.3	▲ 47.5%	5.5	▲ 5.9	▲ 51.6%
鹿児島	23.2	22.5	16.5	▲ 6.7	▲ 29.0%	14.3	▲ 8.2	▲ 36.2%
沖縄	0.1	0.1	0.0	▲ 0.1	▲ 66.4%	0.0	▲ 0.1	▲ 79.6%
全国	280万ト	251万ト	244万ト	▲ 36万ト	▲ 12.9%	215万ト	▲ 36万ト	▲ 14.3%

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

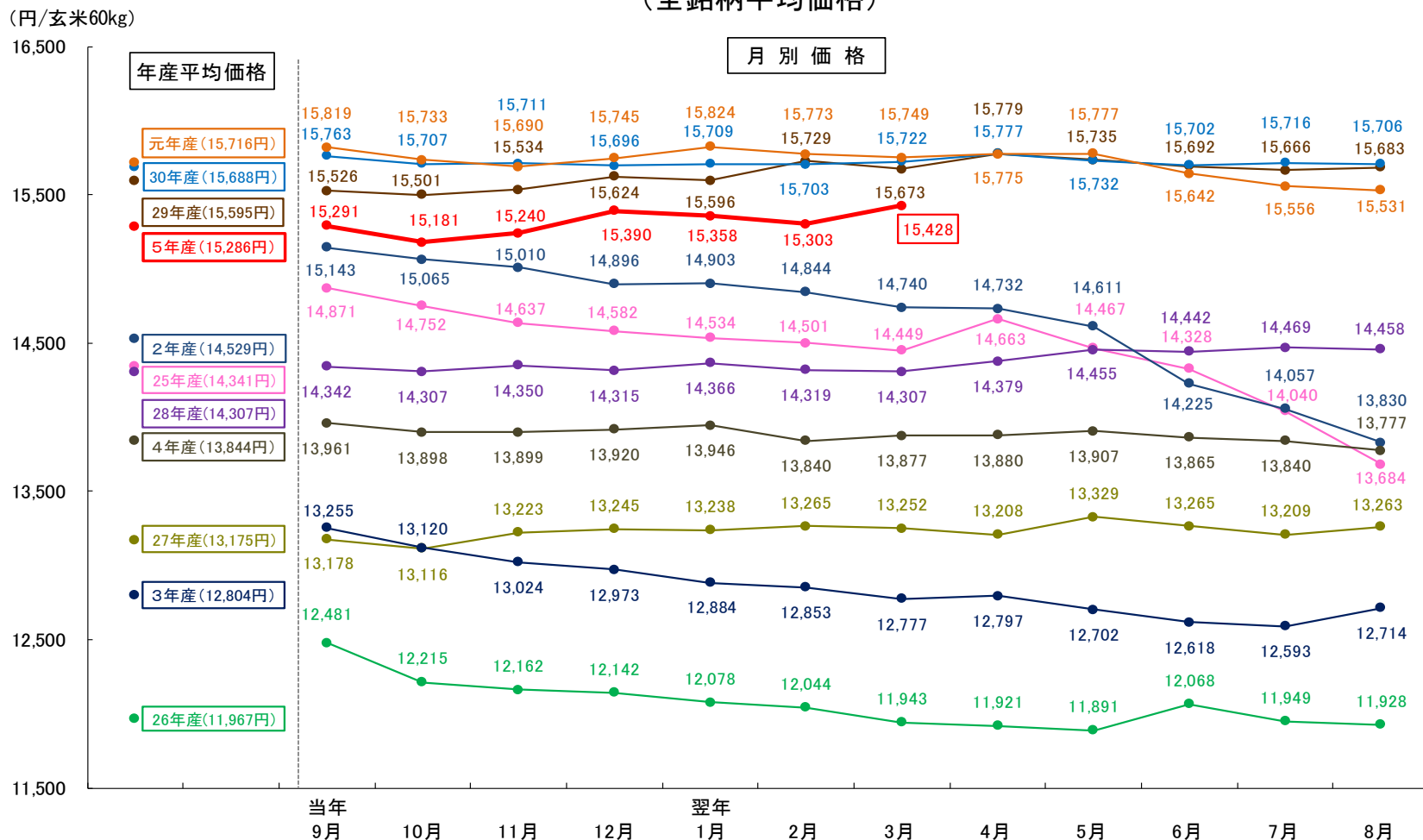
注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。

2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。

相対取引価格の推移（平成25年産～令和5年産）

○ 令和5年産米の令和6年3月の相対取引価格は、全銘柄平均で前月差+125円の15,428円/60kgとなり、出回りからの年産平均価格は前年産+1,442円の15,286円/60kgとなったところ。

相対取引価格の推移（税込） （全銘柄平均価格）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：運賃、包装代、消費税相当額（平成26年3月までは5%、元年9月までは8%、元年10月以降は10%、ただし軽減税率対象は8%）を含む1等米の価格である。

注2：グラフ左側の年産平均価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（5年産は出回りから令和6年3月までの速報値）の通年平均価格、右側は月ごとの価格の推移。

令和5年産米の相対取引価格（令和6年3月までの年産平均価格）

（単位：円／玄米60kg（税込））

産地品種銘柄		令和5年産 〔出回り～ 6年3月〕 ①	令和4年産 〔出回り～ 5年10月〕 ②	価格差 ①－②
北海道	ななつぼし	15,561	14,058	+ 1,503
北海道	ゆめぴりか	16,550	15,451	+ 1,099
北海道	きらら397	15,124	13,520	+ 1,604
青森	まっしぐら	15,165	12,743	+ 2,422
青森	つがるロマン	15,410	12,986	+ 2,424
岩手	ひとめぼれ	15,174	13,619	+ 1,555
岩手	あきたこまち	15,081	13,420	+ 1,661
岩手	銀河のしずく	15,450	14,125	+ 1,325
宮城	ひとめぼれ	14,850	13,837	+ 1,013
宮城	つや姫	15,639	14,307	+ 1,332
宮城	ササニシキ	15,550	14,159	+ 1,391
秋田	あきたこまち	15,285	13,853	+ 1,432
秋田	ひとめぼれ	14,311	13,033	+ 1,278
秋田	めんこいな	14,089	12,819	+ 1,270
山形	はえぬき	14,735	12,963	+ 1,772
山形	つや姫	18,729	18,497	+ 232
山形	雪若丸	15,532	14,002	+ 1,530
福島	コシヒカリ（中通り）	14,868	12,728	+ 2,140
福島	コシヒカリ（会津）	15,368	14,468	+ 900
福島	コシヒカリ（浜通り）	15,012	12,999	+ 2,013
福島	ひとめぼれ	14,467	12,505	+ 1,962
福島	天のつぶ	14,040	12,230	+ 1,810
茨城	コシヒカリ	15,097	13,105	+ 1,992
茨城	あきたこまち	14,479	12,355	+ 2,124
茨城	ぶくまる	14,709	12,437	+ 2,272
栃木	コシヒカリ	15,194	13,302	+ 1,892
栃木	とちぎの星	14,549	12,338	+ 2,211
栃木	あさひの夢	14,183	12,102	+ 2,081
群馬	あさひの夢	15,475	12,690	+ 2,785
群馬	ゆめまつり	15,386	12,621	+ 2,765
埼玉	彩のかがやき	14,329	12,677	+ 1,652
埼玉	彩のきずな	14,336	12,699	+ 1,637
埼玉	コシヒカリ	15,065	13,118	+ 1,947
千葉	コシヒカリ	14,580	12,545	+ 2,035
千葉	ふさこがね	13,705	11,291	+ 2,414
千葉	ふさおとめ	13,963	11,346	+ 2,617
山梨	コシヒカリ	17,478	17,578	▲ 100
長野	コシヒカリ	15,850	14,933	+ 917
長野	あきたこまち	15,042	14,129	+ 913
静岡	コシヒカリ	15,448	14,838	+ 610

産地品種銘柄		令和5年産 〔出回り～ 6年3月〕 ①	令和4年産 〔出回り～ 5年10月〕 ②	価格差 ①－②
静岡	きぬむすめ	14,229	12,846	+ 1,383
静岡	にごまる	14,290	-	-
新潟	コシヒカリ（一般）	16,941	16,553	+ 388
新潟	コシヒカリ（魚沼）	20,751	21,021	▲ 270
新潟	コシヒカリ（佐渡）	17,415	17,037	+ 378
新潟	コシヒカリ（岩船）	17,233	16,922	+ 311
新潟	こしいぶき	14,580	13,286	+ 1,294
富山	コシヒカリ	15,845	14,984	+ 861
富山	てんたかく	15,044	13,474	+ 1,570
石川	コシヒカリ	15,664	14,383	+ 1,281
石川	ゆめみづほ	14,424	12,870	+ 1,554
福井	コシヒカリ	15,426	14,160	+ 1,266
福井	ハケエチゼン	13,931	12,474	+ 1,457
福井	あきさかり	14,226	12,744	+ 1,482
岐阜	ハツシモ	15,068	13,726	+ 1,342
岐阜	コシヒカリ	16,056	14,962	+ 1,094
岐阜	ほしじるし	13,897	13,476	+ 421
愛知	あいちのかおり	14,414	12,987	+ 1,427
愛知	コシヒカリ	-	13,741	-
愛知	大地の風	-	12,806	-
三重	コシヒカリ（一般）	14,728	13,220	+ 1,508
三重	コシヒカリ（伊賀）	15,099	13,660	+ 1,439
三重	キヌヒカリ	13,581	12,019	+ 1,562
滋賀	コシヒカリ	15,269	13,941	+ 1,328
滋賀	キヌヒカリ	13,981	12,347	+ 1,634
滋賀	みずかがみ	14,893	13,455	+ 1,438
京都	コシヒカリ	15,550	14,379	+ 1,171
京都	ヒノヒカリ	16,314	15,056	+ 1,258
京都	キヌヒカリ	14,065	12,688	+ 1,377
兵庫	コシヒカリ	16,163	15,007	+ 1,156
兵庫	ヒノヒカリ	13,829	12,617	+ 1,212
兵庫	キヌヒカリ	13,849	12,511	+ 1,338
奈良	ヒノヒカリ	14,352	12,989	+ 1,363
鳥取	きぬむすめ	14,341	12,692	+ 1,649
鳥取	コシヒカリ	14,981	13,426	+ 1,555
鳥取	ひとめぼれ	14,210	12,783	+ 1,427
島根	きぬむすめ	14,099	13,102	+ 997
島根	コシヒカリ	14,944	14,021	+ 923
島根	つや姫	14,752	13,900	+ 852
岡山	アケボノ	13,171	10,973	+ 2,198

産地品種銘柄		令和5年産 〔出回り～ 6年3月〕 ①	令和4年産 〔出回り～ 5年10月〕 ②	価格差 ①－②
岡山	きぬむすめ	13,711	12,120	+ 1,591
岡山	コシヒカリ	14,409	12,988	+ 1,421
広島	コシヒカリ	14,416	13,453	+ 963
広島	あきさかり	13,521	12,278	+ 1,243
広島	あきろまん	13,418	12,600	+ 818
山口	コシヒカリ	14,900	14,061	+ 839
山口	ひとめぼれ	14,030	13,084	+ 946
山口	きぬむすめ	14,011	-	-
徳島	コシヒカリ	14,137	12,978	+ 1,159
徳島	あきさかり	13,424	11,601	+ 1,823
香川	コシヒカリ	15,325	14,213	+ 1,112
香川	ヒノヒカリ	14,569	13,457	+ 1,112
香川	あきさかり	14,245	-	-
愛媛	コシヒカリ	14,275	13,179	+ 1,096
愛媛	ヒノヒカリ	13,625	12,579	+ 1,046
愛媛	あきたこまち	13,555	12,506	+ 1,049
高知	コシヒカリ	14,922	13,494	+ 1,428
高知	ヒノヒカリ	13,634	12,522	+ 1,112
福岡	夢つくし	15,450	14,504	+ 946
福岡	ヒノヒカリ	14,091	13,245	+ 846
福岡	元気つくし	15,452	14,478	+ 974
佐賀	さがびより	15,079	14,031	+ 1,048
佐賀	夢しずく	14,547	13,538	+ 1,009
佐賀	ヒノヒカリ	14,406	12,462	+ 1,944
長崎	にごまる	14,577	12,954	+ 1,623
長崎	なつほのか	14,210	12,698	+ 1,512
長崎	ヒノヒカリ	14,332	12,595	+ 1,737
熊本	ヒノヒカリ	14,755	12,822	+ 1,933
熊本	森のくまさん	-	12,465	-
熊本	コシヒカリ	15,192	13,791	+ 1,401
大分	ヒノヒカリ	14,449	13,250	+ 1,199
大分	ひとめぼれ	14,531	13,201	+ 1,330
大分	つや姫	15,024	13,861	+ 1,163
宮崎	コシヒカリ	14,582	13,815	+ 767
宮崎	ヒノヒカリ	15,223	14,276	+ 947
鹿児島	ヒノヒカリ	14,697	13,878	+ 819
鹿児島	あきほなみ	15,172	14,479	+ 693
鹿児島	コシヒカリ	14,670	14,172	+ 498
全銘柄平均価格		15,286	13,844	+ 1,442

注1：農林水産省が調査・公表した出回りからの年産平均価格（令和5年産は出回りから6年3月までの速報値）であり、調査対象事業者は、一定規模以上の集荷業者（年間の販売数量5,000トン以上等）。
 2：運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。なお、価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の包装代などの品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
 3：「-」については、当該年産において報告対象としていない産地品種銘柄又は取引数量の累計が100トン未満であり、公表を行っていないもの。

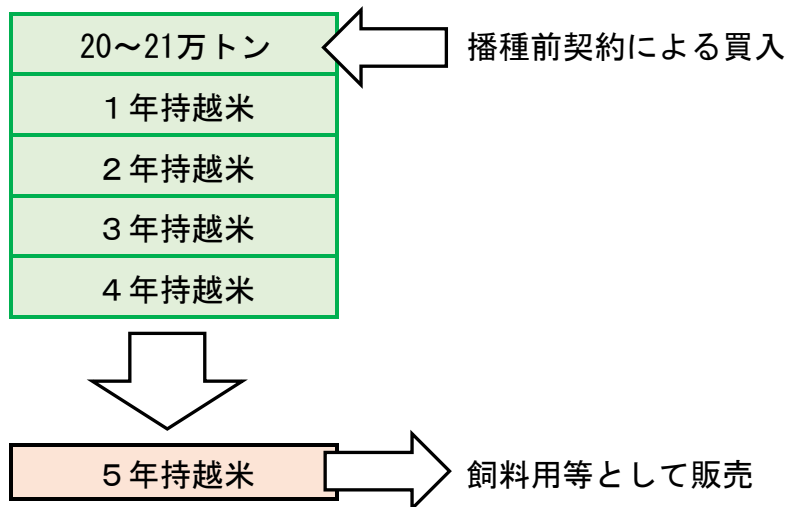
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度

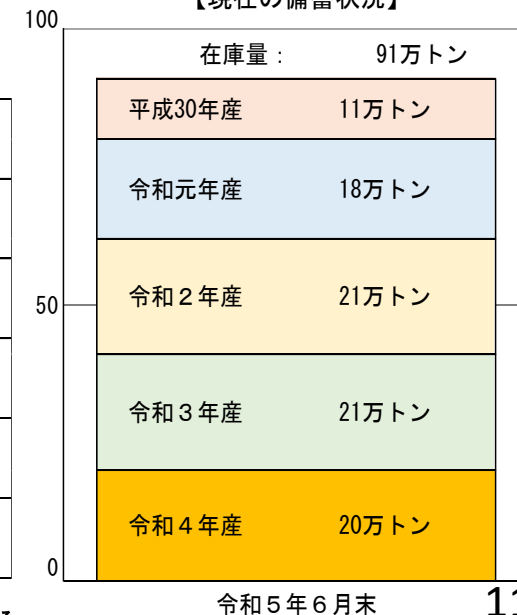


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	20万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

備蓄米の優先枠の考え方

令和6年産以降の優先枠の上限

毎年、入札前の10、11月に示す基本指針の需給見通しを踏まえ、過去の備蓄米の落札と需給状況等から、

①全量落札とならないことが見込まれる場合は、買入予定数量（20万トン※）の9割に設定

②全量落札となることが見込まれる場合は、買入予定数量（20万トン※）の5割に設定

※豪州枠に係る買入れは、実際の輸入実績に応じて翌年産を事後に買入れることとしたことから、優先枠設定に係る基礎数量からは除外することとする。

令和6年産の都道府県別の配分方法

・2～4年産米の優先枠と同様、直近（5年産米）の落札実績（優先枠＋一般枠）を基に6年産米の都道府県別優先枠を配分。

・ただし、5年産米の落札実績（優先枠＋一般枠）が優先枠を下回った都道府県の下回った数量の合計数量を、優先枠を上回った都道府県ごとの落札実績数量のシェアにより按分して優先枠に追加した上で、6年産米の優先枠の上限数量を当該シェアにより按分。

6年産米以降の優先枠の上限数量

買入数量の9割と判断

判断基準

・原則として、26年産以降で過去に全量落札となっていない年産の入札前の10月または11月基本指針における需給見通しの翌年6月末在庫量の水準（187～200万トン）の上限を下回る見込みの場合^(注1)（別紙参照）

20万トン×9割=18万トン

買入数量の5割と判断

判断基準

・原則として、26年産以降で過去に全量落札となっていない年産の入札前の10月または11月基本指針における需給見通しの翌年6月末在庫量の水準（187～200万トン）の上限を上回る見込みの場合^(注2)（別紙参照）

20万トン×5割=10万トン

6年産米の都道府県別優先枠の配分方法（優先枠の上限が18万トンの場合の例）

（単位：トン）

都道府県	5年産 県別優先枠 ①	5年産 落札実績 ②	優先枠を上限とした 落札数量 ③	優先枠に対する 未達成数量 ④=①-③	優先枠 超過数量 ⑤=②-①	⑤のシェア ⑥	優先枠未達成数量の 超過数量シェア配分 ⑦=④の合計×⑥	6年産優先枠の 算定基礎 ⑧=③+⑦	⑧のシェア ⑨	6年産の 県別優先枠 18万トン×⑨
A	10,000	10,000	10,000	-	-	0.0%	-	10,000	5.4%	9,713
B	6,000	14,000	6,000	-	8,000	35.0%	2,250	8,250	4.5%	8,013
C	12,000	13,000	12,000	-	1,000	4.4%	281	12,281	6.6%	11,929
D	2,000	2,200	2,000	-	200	0.9%	56	2,056	1.1%	1,997
E	1,000	1,050	1,000	-	50	0.2%	14	1,014	0.5%	985
F	500	-	-	500	-	0.0%	-	-	0.0%	-
G	8,000	5,000	5,000	3,000	-	0.0%	-	5,000	2.7%	4,857
H	4,000	3,000	3,000	1,000	-	0.0%	-	3,000	1.6%	2,914
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計	185,314	201,725	178,894	6,420	22,831		6,420	185,314		180,000

(注1) 前年産の米価が前々年産に比べ大幅に上昇している等の場合は、当該在庫水準を上回る見込みであっても、9割と判断する場合がある。

(注2) 前年産の米価が前々年産に比べ大幅に下落している等の場合は、当該在庫水準を下回る見込みであっても、5割と判断する場合がある。

(参考) 備蓄米の落札実績等の推移と基本指針の需給見通し

(単位:千トン)

(単位:万トン)

備蓄米					米価	需給見通し(基本指針)							(参考)6月末在庫実績	
年産	買入予定数量			落札数量	落札比率	相対取引価格 (円/60kg)	基本指針 策定時期	対象年度	翌年	翌年産	翌年度	翌々年	翌年	翌々年
	うち優先枠	優先枠比率	6月末在庫 ①						生産数量目標 ②	需要量 ③	6月末在庫 ①+②-③	6月末在庫	6月末在庫	
26	250	196	78%	250	100%	11,967	25年11月	26 / 27	255	765	778	242	220	226
27	250	196	78%	250	100%	13,175	26年11月	27 / 28	230	751 (739)	770	211 (199)	226	204
28	225	158	70%	225	100%	14,307	27年11月	28 / 29	207	743 (735)	762	188 (180)	204	199
29	200	120	60%	198	99%	15,595	28年11月	29 / 30	200	735 (733)	753	182 (180)	199	190
30	200	100	50%	123	61%	15,688	29年11月	30 / 元	187	735	742	180	190	189
元	209	209	100%	185	89%	15,716	30年11月	元 / 2	188	718~726	726	180~188	189	200
2	207	185	90%	207	100%	14,529	元年11月	2 / 3	189	708~717	717	180~189	200	218
3	207	185	90%	207	100%	12,804	2年11月	3 / 4	207~212	693	705	195~200	218	218
4	207	185	90%	207	100%	13,849 (R5.9時点)	3年11月	4 / 5	213~217	675	692	196~200	218	197
5	208	185	89%	202	97%	15,291 (R5.9時点)	4年10月	5 / 6	191~197	669	680	180~186	197	
6	200+ α (α は豪州枠分)	180	90%				5年10月	6 / 7	177	669	671	176		

- 注1: 25年11月、26年11月策定の基本指針では、翌々年6月末在庫は見通していない(翌年6月末在庫までしか見通していない)ため、翌年6月末在庫①に翌年産生産数量目標②を加えた数量から翌年度需要量③を差し引いて翌々年6月末在庫(①+②-③)としている。
- 2: 生産数量目標の設定は、28年11月策定の基本指針(29年産米)が最終。29年11月基本指針(30年産米)からは、生産量の見通し。
- 3: 27/28年~29/30年の下段()は、自主的参考値。
- 4: 6年産の優先枠比率は、豪州枠分を除いた200千トンに対する比率。

令和6年産備蓄米の政府買入入札の結果（令和6年4月23日現在）

○ 令和6年産備蓄米の政府買入入札については、令和6年4月23日までに5回実施し、買入予定数量20万5,509トンに対して16万8,697トンの落札となっている。（第6回の入札は6月4日を予定。）

※令和6年産落札数量は、第1回（令和6年1月23日実施）から第5回（令和6年4月23日実施）入札分までの合計数量

（単位：トン）

産地	買入予定数量 （優先枠） ①	落札数量 ②	落札率 ②/①	落札残数量 ①-②
北海道	4,686	4,686	100.0%	0
青森	28,586	24,416	85.4%	4,170
岩手	3,415	3,415	100.0%	0
宮城	11,276	11,276	100.0%	0
秋田	21,322	14,512	68.1%	6,810
山形	20,195	20,195	100.0%	0
福島	26,313	26,313	100.0%	0
茨城	1,086	616	56.7%	470
栃木	6,184	5,773	93.4%	411
群馬				
埼玉	204	204	100.0%	0
千葉	662	642	97.0%	20
東京				
神奈川				
新潟	24,499	24,499	100.0%	0
富山	11,880	7,525	63.3%	4,355
石川	7,841	669	8.5%	7,172
福井	4,597	2,500	54.4%	2,097
山梨				
長野	1,449	1,352	93.3%	97
岐阜	423	423	100.0%	0
静岡	19	19	100.0%	0
愛知	835	722	86.5%	113
三重	262	-	0.0%	262
滋賀	1,327	1,159	87.3%	168

産地	買入予定数量 （優先枠） ①	落札数量 ②	落札率 ②/①	落札残数量 ①-②
京都				
大阪				
兵庫				
奈良				
和歌山				
鳥取	389	389	100.0%	0
島根	126	126	100.0%	0
岡山	822	191	23.2%	631
広島	28	28	100.0%	0
山口				
徳島	933	235	25.2%	698
香川				
愛媛				
高知	10	10	100.0%	0
福岡	52	35	67.3%	17
佐賀	214	-	0.0%	214
長崎				
熊本	274	-	0.0%	274
大分	91	91	100.0%	0
宮崎				
鹿児島				
優先枠計①	180,000	152,021	84.5%	27,979
一般枠②	25,509	16,676	65.4%	8,833
合計(①+②)	205,509	168,697	82.1%	36,812
うちCPTPP分		5,509		

※産地別の落札残数量は、第3回までの入札結果であり、第4回、第5回の入札においては、富山県、石川県及び福井県以外、産地指定を行わない一般枠のみ買入枠を設定。

令和6年産水田活用予算の全体像

○ 令和6年度当初予算と令和5年度補正予算を合わせ、令和6年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

令和5年度補正予算

令和6年度当初予算

<令和5年産>

① 畑地化促進事業
(5年産保留分)

750億円【R5補正】

③ 水田活用の
直接支払交付金
(5年産不足分)

110億円
【R5補正】

<令和6年産>

畑地化支援

② 畑地化促進事業
(畑地化の取組等への支援)

畑作物産地形成

④ 畑作物産地形成促進事業
(旧水田リノベーション事業)

180億円【R5補正】

<対象作物>
麦・大豆、高収益作物(野菜等)、子実用とうもろこし

麦大豆

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

50億円【R5補正】 + 1億円【R6当初】

畑地化促進助成

水田活用の直接支払交付金

2,905億円
【R6当初】

コメ新市場開拓等促進事業
(旧水田リノベーション事業)

110億円【R6当初】

<対象作物> 新市場開拓用米(輸出用米等)、加工用米、米粉用米

<関連予算>

・国産シェア拡大対策(麦・大豆) 80億円【R5補正】
(乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等)

・米粉の利用拡大支援 20億円【R5補正】
(米粉の利用拡大支援対策事業)

・国産飼料の生産・利用拡大 130億円(所要額)【R5補正】 + 18億円の
内数【R6当初】
(飼料自給率向上緊急対策、飼料増産・安定供給対策)

・機械・施設等の導入支援 310億円【R5補正】 + 121億円【R6当初】
(産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金)

・汎用化・畑地化等に向けた基盤整備 460億円の内数【R5補正】 + 152億円【R6当初】
(農業農村整備事業等)

・中山間地域対策 5億円の内数【R5補正】 + 411億円【R6当初】
(元気な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業、最適土地利用総合対策等)

令和6年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

【 令和5年産 】

水田活用の直接支払交付金 【R5当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など*
 - ・飼料用米/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約： 1万円/10a など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR4補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援*
 - ②定着促進支援*
 - ③産地づくり体制構築等支援
 - ④子実用とうもろこし支援*

畑地化促進事業 【R4補正】

- 畑地化支援* : 高収益作物 17.5万円/10a、畑作物14.0万円/10a
- 定着促進支援* : 高収益作物・畑作物 2.0(3.0※)万円/10a×5年間
※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援 : 上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業* 【R4補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R6年に畑地化する場合は4.5万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業* 【R5当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

【 令和6年産 】

水田活用の直接支払交付金 【R6当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など*
 - ・飼料用米（**多収品種**）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・飼料用米（**一般品種**）への数量払
：標準単価**7.5万円**（収量に応じて5.5～9.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約※： 1万円/10a など
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象
- 畑地化促進助成 ※①～③はR5補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援*
 - ②定着促進支援*
 - ③産地づくり体制構築等支援
 - ④子実用とうもろこし支援*

畑地化促進事業 【R5補正】

- 畑地化支援* : 高収益作物 14.0万円/10a、畑作物14.0万円/10a
※配分基準から取組品目によるポイントを削除
- 定着促進支援* : 高収益作物・畑作物 2.0(3.0※)万円/10a×5年間
※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援 : 上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業* 【R5補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R7年に畑地化する場合は4.5万円/10a）
※畑地化に取り組む協議会を優先採択。また配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加

コメ新市場開拓等促進事業* 【R6当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a
※配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加

（注：*印を付した事業及び支援メニューは、農業経営基盤強化準備金の対象となります。）

令和6年産における水田活用直接支払交付金及び関連対策（稲作関係）

[令和5年産]

水田活用の直接支払交付金

[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a
(標準単価 80,000円/10a)

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業の対象となった面積は戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び産地交付金の新市場開拓用米（20,000円/10a）の対象面積から除く

コメ新市場開拓等促進事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
 - ②低コスト生産等の技術導入
- を行う場合に、

- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
- ・加工用米 30,000円/10a
- ・米粉用米（専用品種*） 90,000円/10a
*パン・めん用の専用品種

[令和6年産]

水田活用の直接支払交付金

[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米（専用品種）/米粉用米 55,000円～105,000円/10a
(標準単価 80,000円/10a)
- ・飼料用米（一般品種） 55,000円～95,000円/10a
(標準単価 75,000円/10a)

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約* 10,000円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業の対象となった面積は戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び産地交付金の新市場開拓用米（20,000円/10a）の対象面積から除く

コメ新市場開拓等促進事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
 - ②低コスト生産等の技術導入
- を行う場合に、

- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
- ・加工用米 30,000円/10a
- ・米粉用米（専用品種*） 90,000円/10a
*パン・めん用の専用品種

※ 配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加

令和6年産における水田活用直接支払交付金及び関連対策（畑作関係）

[令和5年産]

水田活用の直接支払交付金

[戦略作物助成]

・麦、大豆、飼料作物 35,000円/10a

※ 畑作物産地形成促進事業の対象となった面積は戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除く

畑作物産地形成促進事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
- ②低コスト生産等の技術導入

を行う場合に、

・麦、大豆、高収益作物（加工・業務用等）、
子実用とうもろこし 40,000円/10a

[加算措置]

・令和6年度に畑地化に取り組む場合 5,000円/10a

畑地化促進事業（畑地化促進助成）

・畑地化支援 高収益作物 17.5万円/10a
畑作物 14.0万円/10a

・定着促進支援 高収益作物・畑作物 2.0万円/10a×5年間
加工・業務用野菜等 3.0万円/10a×5年間

・産地づくり体制構築等支援

- ①産地づくりに向けた体制構築支援 : 1 協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援 : 上限25万円/10a

・子実用とうもろこし支援 : 1.0万円/10a

[令和6年産]

水田活用の直接支払交付金

[戦略作物助成]

・麦、大豆、飼料作物 35,000円/10a

※ 畑作物産地形成促進事業の対象となった面積は戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除く

畑作物産地形成促進事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
- ②低コスト生産等の技術導入

を行う場合に、

・麦、大豆、高収益作物（加工・業務用等）、
子実用とうもろこし 40,000円/10a

[加算措置]

・令和7年度に畑地化に取り組む場合 5,000円/10a

※ 畑地化に取り組む協議会を優先採択。また、配分基準に新規取組者の割合等によるポイントを追加

畑地化促進事業（畑地化促進助成）

・畑地化支援 高収益作物 14.0万円/10a
畑作物 14.0万円/10a

・定着促進支援 高収益作物・畑作物 2.0万円/10a×5年間
加工・業務用野菜等 3.0万円/10a×5年間

※ 配分基準から取組品目によるポイントを削除

・産地づくり体制構築等支援

- ①産地づくりに向けた体制構築支援 : 1 協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援 : 上限25万円/10a

・子実用とうもろこし支援 : 1.0万円/10a

水田活用の直接支払交付金に係る会計検査院からの指摘事項等について

- 水田活用の直接支払交付金については、会計検査院による令和5年度会計検査の対象となっており、令和4年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。これらの実地検査を踏まえ、昨年10月23日に農林水産大臣宛て処置要求が発出・公表されたところ。

会計検査院からの指摘事項	左記を踏まえた処置要求
<p>ア 実質的に水稲の作付けが困難な農地に交付金が交付されていた事例があった</p> <p>〔 国庫補助金等により園芸施設等が設置されており、実質的に水稲の作付けが困難となっていたが、交付金が支払われていた。 〕</p> <p>イ 実績報告書において、自家利用の飼料作物等に係る収量の確認ができていない事例があった</p> <p>〔 自家利用の飼料作物について、実績報告書において収量確認できる書類の提出を求めておらず、収量を確認することなく交付金が支払われていた。 〕</p> <p>ウ 収量確認が適切に実施されていない事例があった</p> <p>〔 平均単収を決めることを求めている飼料作物、WCS等について検査を行ったところ、近傍ほ場の収量と比べて2分の1未満の収量であっても交付金が支払われていた事例があった。 〕</p> <p>エ 収量低下理由書の確認や地方農政局等による改善指導が十分に機能していない事例があった</p> <p>〔 不可抗力により収量が低下した場合は、理由書を提出すれば交付対象としているが、防除が行われていない等の不可抗力ではない理由が含まれていても、交付金が支払われていた事例があった。また、複数年連続して理由書が提出されていても改善指導が実施されていない事例があった。 〕</p>	<p>ア 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること</p> <p>イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること</p> <p>ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること</p> <p>エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること</p>

会計検査院からの処置要求に対する対応方針

○ 会計検査院からの改善の処置要求を踏まえ、今年度中に通知の改正に向けた手続きを進めるとともに、昨年11月より今後の対応について全国会議等の場において説明をすることなどにより、関係者への周知を徹底することで、同交付金の適切な運用を進めていくこととしている。

会計検査院からの処置要求	処置要求に対する当省の対応方針
<p>ア 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること</p>	<p>ア <u>交付対象水田に、国等の補助金により処分制限期間内のガラスハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外するといった基準を通知に記載</u></p>
<p>イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること</p>	<p>イ <u>自家利用の飼料作物等については、収量の妥当性を確認できるよう、収量(簡易的な推計も可)や、農業者が有する給餌記録、放牧の記録等を農業者自ら保管し、必要に応じて協議会へ提出するよう通知に記載</u></p>
<p>ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること</p>	<p>ウ <u>飼料作物、WCS等について、収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し</u></p>
<p>エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること</p>	<p>エ <u>連続して収量低下理由書が提出された者への地方農政局長等による改善指導を徹底するとともに、改善指導の内容が実行されていなかった場合は、交付対象外とすることを通知に明記</u></p>

加工用米・新規需要米の適正流通の徹底について

- 加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。
- 今般、交付金の不適正な受給を目的とした違反事案が発覚したことから、改めて加工用米・新規需要米の適正流通に係る指導を徹底いただくとともに、交付金の不適正な受給が疑われる事案があれば、地方農政局等へお知らせ下さい。

不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① 名称(氏名)・違反事実の公表
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還
 - ③ 当該取組の認定を取消するとともに、一定期間、加工用米や新規需要米の取組を認めない(捨てづくりが確認された場合も同様)などの措置が執られます。

また、飼料用米等の販売委託等に関する手続きを他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用として販売**
- 主食用米から発生した**「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷**
- 他者から購入した米や主食用として生産した米を**飼料用米に水増して出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された**「ふるい下米」を他の用途に販売**



飼料用米の数量を水増して出荷

農業者Aは、区分管理方式で取り組んだ飼料用米において、適切な生産を行わず著しい低単収(捨てづくり)となったが、交付金が不交付とならないよう、他の米で水増して出荷。

- 措置の概要**
- 交付金の不交付
 - 当年産の取組計画の認定取消
 - 翌年産の取組計画の不認定
 - 氏名及び違反事実の公表



WCS用稲から子実を収穫して販売

畜産農家Bは、2カ年において自ら生産したWCS用稲及び購入したWCS用稲から子実を収穫し、主食用米として販売。

- 措置の概要**
- 交付金の不交付及び返還(加算金を含む。)
 - 食糧法遵守事項省令違反に係る県による勧告・公表(氏名及び違反事実)
 - 当年産取組計画の取消
 - 措置後1年間の取組計画への参加を認めない

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映 (H29. 4月1日付け政策統括官通知)

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間(R4~R8)に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

↓

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。

- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病虫害の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病虫害被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病虫害、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

・コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病虫害研究会報（1993）

・コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予察科（1988）

・ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

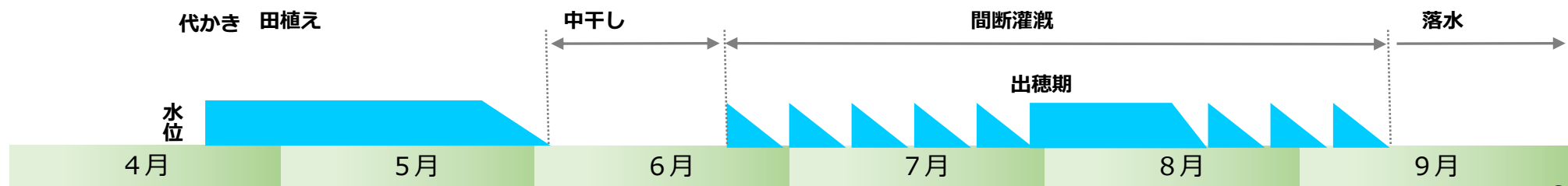
出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

・ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水

令和5年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和5年産は農業者が多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、当該年産に対する支援内容は、多収品種・一般品種ともに、従来と同様のものとする。
- 令和6年産以降は、一般品種については多収品種の種子の確保が可能となることから、
 - ① 従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、
 - ② 多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることとする。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価7.5万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価7.0万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価6.5万円/10a

※ 耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

※※ 多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

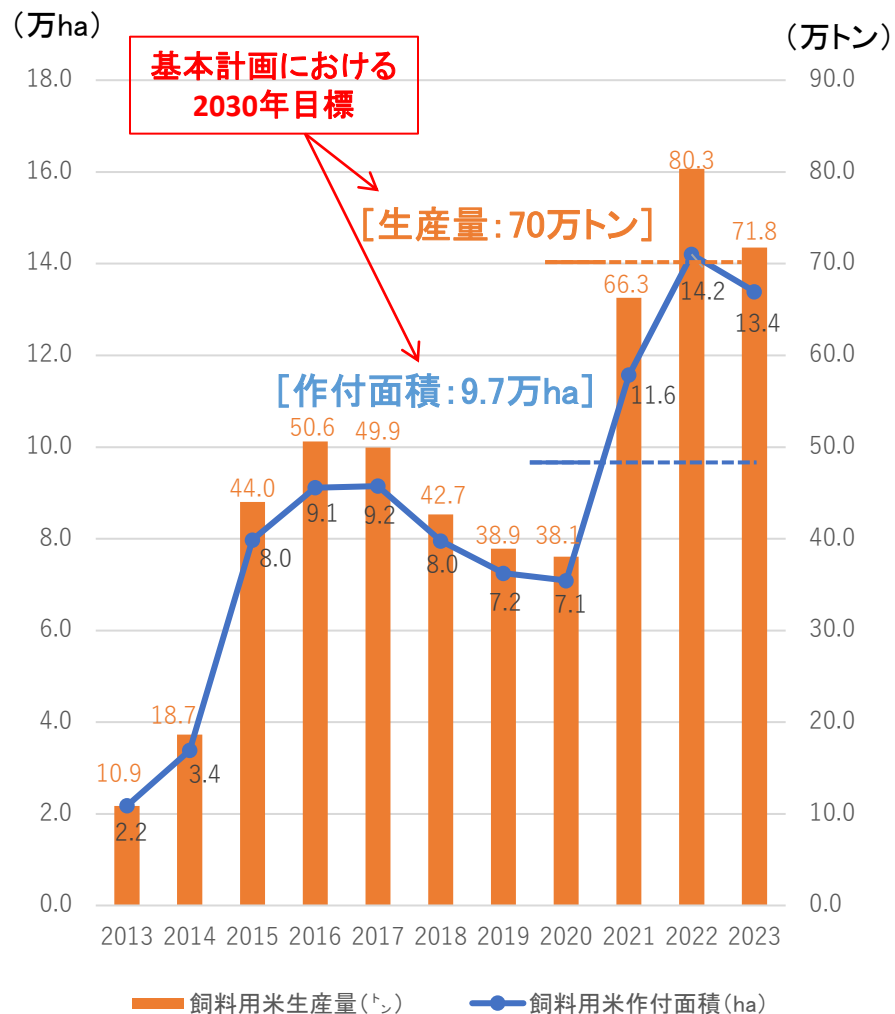
令和5年産以降の米粉用米への支援について

令和5年産	令和6年産
<ul style="list-style-type: none">従来と同じ支援内容を措置 (専用品種・一般品種を対象に数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a)今後、需要拡大が期待されるパン・麺用の 専用品種については、新規事業（コメ新市場 開拓等促進事業）により、9万円/10aの支援 の活用も可能	<ul style="list-style-type: none">専用品種・一般品種への支援を継続専用品種については、コメ新市場開拓等促進 事業により、9万円/10aを支援予定

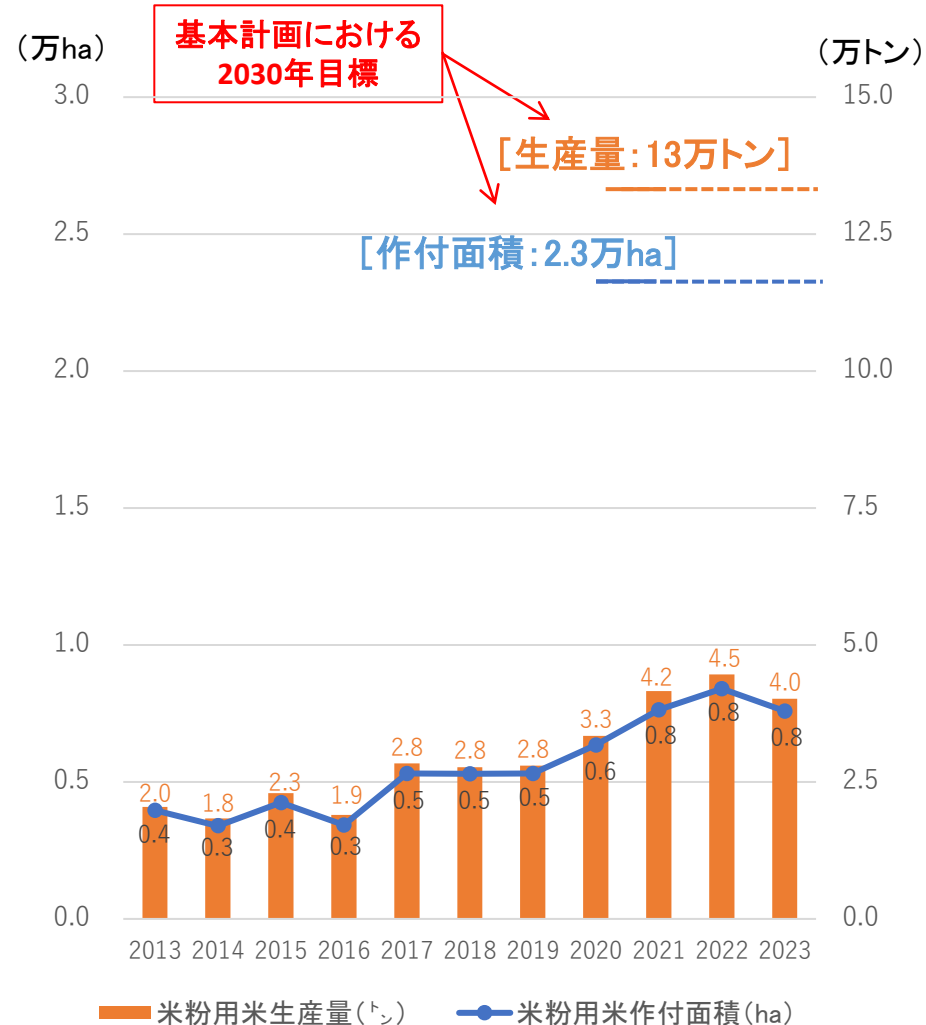
※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

飼料用米・米粉用米の作付面積・生産量

飼料用米の作付面積と生産量の推移



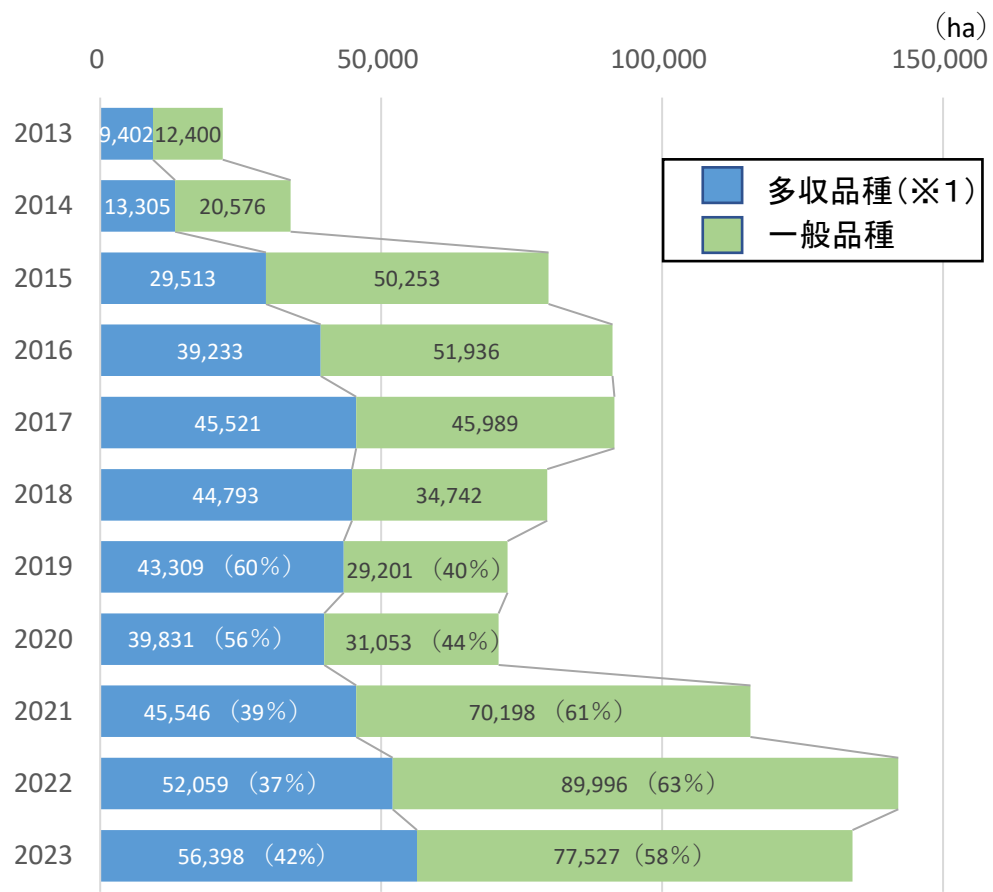
米粉用米の作付面積と生産量の推移



出典: 農林水産省調べ。
 ※2023年の生産量については認定計画ベースであり、作柄等が反映された実績ベースではない。

飼料用米・米粉用米の多収品種・一般品種の作付割合

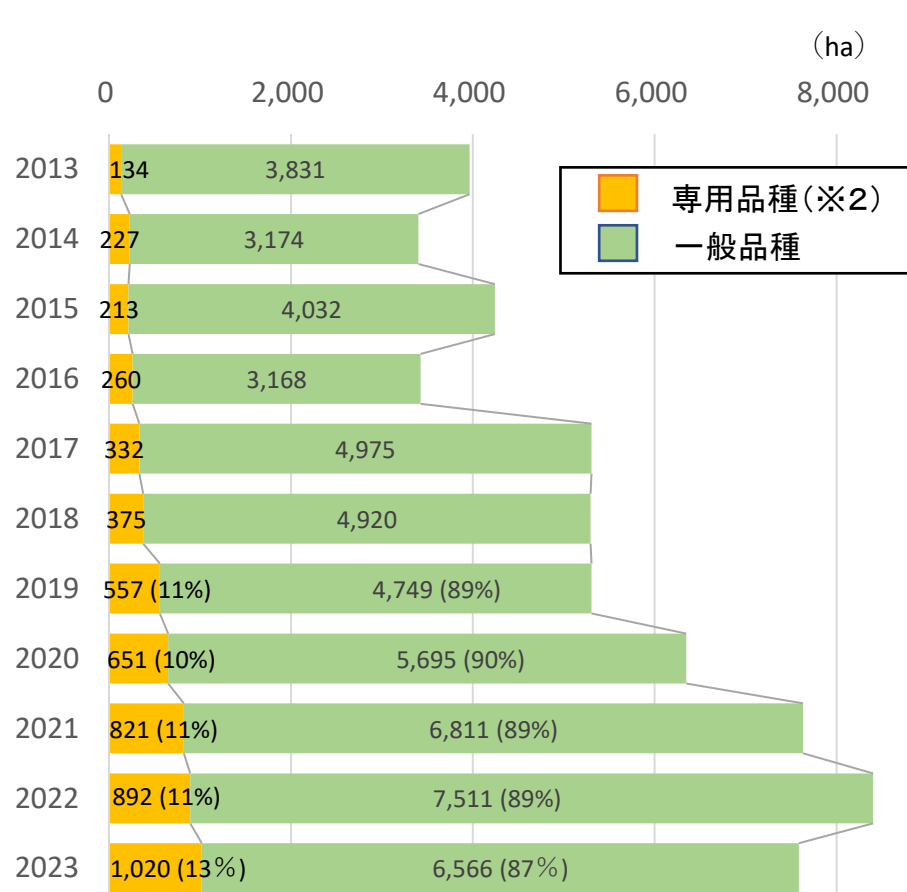
飼料用米の多収品種・一般品種の作付割合



多収品種は着実に増加

一般品種は主食用米の需給状況に応じて大きく変動

米粉用米の専用品種・一般品種の作付割合



全体として増加傾向だが、専用品種の供給が十分でない

出典:農林水産省調べ。

※1 飼料用米の多収品種は、「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種(知事特認品種)」である。

※2 米粉用米の専用品種は、2022年までは多収品種(知事特認品種を除く)、2023年からは、「国の委託試験等によって育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種(知事特認品種)」を含む。

令和5年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

単位: ha

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	6,788	740	11%	6,048	89%	1,657	24%	5,131	76%
青森	7,930	101	1%	7,830	99%	1,630	21%	6,301	79%
岩手	5,739	437	8%	5,301	92%	1,205	21%	4,534	79%
宮城	9,801	991	10%	8,810	90%	8,660	88%	1,141	12%
秋田	4,265	1,480	35%	2,785	65%	2,740	64%	1,525	36%
山形	5,138	854	17%	4,284	83%	1,215	24%	3,923	76%
福島	11,722	3,716	32%	8,006	68%	9,181	78%	2,541	22%
茨城	13,886	1,760	13%	12,126	87%	9,395	68%	4,491	32%
栃木	15,069	107	1%	14,962	99%	14,538	96%	531	4%
群馬	1,661	603	36%	1,058	64%	1,585	95%	76	5%
埼玉	3,605	1,697	47%	1,908	53%	2,829	78%	776	22%
千葉	10,154	3,661	36%	6,492	64%	5,207	51%	4,946	49%
東京	0								
神奈川	13	12	92%	1	8%	12	92%	1	8%
新潟	4,032	1,576	39%	2,456	61%	2,062	51%	1,970	49%
富山	2,096	177	8%	1,919	92%	1,189	57%	907	43%
石川	1,131	125	11%	1,006	89%	738	65%	393	35%
福井	1,976	256	13%	1,720	87%	834	42%	1,142	58%
山梨	21	4	20%	17	80%	8	38%	13	62%
長野	429	224	52%	205	48%	239	56%	189	44%
岐阜	3,496	1,598	46%	1,898	54%	2,383	68%	1,114	32%
静岡	1,011	22	2%	989	98%	338	33%	674	67%
愛知	2,040	1,399	69%	640	31%	1,787	88%	253	12%
三重	2,426	234	10%	2,192	90%	1,345	55%	1,081	45%

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀	2,033	311	15%	1,722	85%	1,211	60%	822	40%
京都	133	1	1%	132	99%	41	30%	92	70%
大阪	6	6	100%	0	0%	6	100%	0	0%
兵庫	819	8	1%	811	99%	277	34%	542	66%
奈良	50	11	22%	39	78%	42	85%	8	15%
和歌山	3	1	37%	2	63%	1	37%	2	63%
鳥取	821	0	0%	821	100%	18	2%	804	98%
島根	804	0	0%	804	100%	86	11%	718	89%
岡山	1,824	738	40%	1,086	60%	1,184	65%	640	35%
広島	443	24	5%	420	95%	164	37%	279	63%
山口	1,108	0	0%	1,108	100%	282	25%	826	75%
徳島	1,007	564	56%	443	44%	639	63%	368	37%
香川	195	20	10%	175	90%	101	52%	94	48%
愛媛	344	68	20%	276	80%	131	38%	213	62%
高知	1,135	149	13%	986	87%	930	82%	205	18%
福岡	2,475	0	0%	2,475	100%	1	0%	2,474	100%
佐賀	829	0	0%	829	100%	159	19%	671	81%
長崎	117	8	7%	109	93%	56	48%	61	52%
熊本	1,646	25	1%	1,622	99%	304	18%	1,342	82%
大分	1,932	0	0%	1,932	100%	252	13%	1,680	87%
宮崎	887	9	1%	879	99%	336	38%	551	62%
鹿児島	880	118	13%	762	87%	527	60%	353	40%
沖縄	3	3	100%	0	0%	3	100%	0	0%
合計	133,925	23,838	18%	110,086	82%	77,527	58%	56,398	42%

資料：農林水産省調べ

注1：東京都では飼料用米の作付けはない。

注2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。

注3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「各都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（知事特認品種）」である。

各都道府県において栽培可能な多収品種

(令和6年4月作成)

都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんき、北瑞穂、 たちじょうぶ	そらゆたか
青森県	えみゆたか	ゆたかまる
岩手県	いわいだわら、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 夢あおば	たわわっこ、つぶみのり、 つぶゆたか
宮城県		東北211号
秋田県		秋田63号、たわわっこ
山形県		山形22号、山形糯110号
福島県		アキヒカリ、たちすがた、 まいひめ
茨城県		あきだわら、ちほみのり、月の光
栃木県		月の光
群馬県		
埼玉県		むさしの26号
千葉県		アキヒカリ、初星
東京都		
神奈川県	あきいいな、 亜細亜のかおり、 いわいだわら、笑みたわわ、 オオナリ、クサホナミ、 ふくのこ、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 北陸193号、ホシアオバ、 みなちから、もちだわら、 モミロマン、夢あおば	
山梨県		ふくおこし
長野県		あきだわら、月の光、どんとこい
静岡県		アキヒカリ、いただき、亀の蔵、 新潟次郎、ゆきみのり、 ゆきみらい
新潟県		アキヒカリ、やまだわら
富山県		アキヒカリ、とよめき、 やまだわら
石川県		あきだわら、シャインパール
福井県		あきだわら、アキヒカリ
岐阜県		タチアオバ、とよめき、 もみゆたか
愛知県		

都道府県	多収品種	特認品種
三重県	あきいいな、 亜細亜のかおり、 いわいだわら、笑みたわわ、 オオナリ、クサホナミ、 ふくのこ、ふくひびき、 べこあおば、べこごのみ、 北陸193号、ホシアオバ、 みなちから、もちだわら、 モミロマン、夢あおば	あきだわら、タチアオバ、 やまだわら
滋賀県		吟おうみ
京都府		あきだわら、やまだわら
大阪府		
兵庫県		あきだわら、兵庫牛若丸
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		コガネヒカリ、日本晴
島根県		みほひかり
岡山県		とよめき、中生新千本、 やまだわら
広島県		中生新千本、ハウレイ
山口県		あきだわら
徳島県		
香川県		
愛媛県		媛育71号
高知県		とよめき、ちはるか
福岡県		ツクシホマレ、タチアオバ、 夢一献
佐賀県		さがうらら、レイホウ
長崎県		夢十色
熊本県	越のかおり、タチアオバ	
大分県	タチアオバ	
宮崎県	タチアオバ、ひなたみのり、 み系358、宮崎52号	
鹿児島県	くいつき、タチアオバ、 ミナミユタカ、夢十色、 夢はやと、ルリアオバ	
沖縄県		

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種（1）

- 粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、米粉パンに適した「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、米粉麺に適した「亜細亜のかおり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種を開発。
- 米粉に適した米粉用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

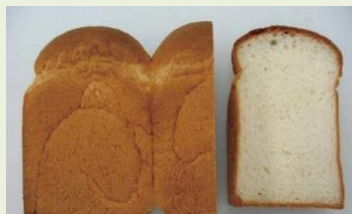
米粉パンに適した品種

ミズホチカラ

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収(686kg/10a)。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、暖地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の早植え地帯(主に九州)。



ミズホチカラ



「ミズホチカラ」の米粉パン

ほしのこ

- ・「ほしのこ」は製粉特性が優れ、米粉原料に向く品種。
- ・パン・洋菓子等として小麦粉の代わりに使える米粉が一般品種より容易に製造可能。
- ・栽培適地は北海道。



ほしのこ



「ほしのこ」の米粉で作ったパン

笑みたわわ

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収(677kg/10a)。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンプンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適正に優れる。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地(関東以西)。



笑みたわわ



「笑みたわわ」の米粉パンケーキ

こなだもん

- ・「こなだもん」の玄米収量は「ヒノヒカリ」とほぼ同じ。
- ・米粉の損傷デンプンが少なく、粒も細かいため、パンが膨らむ。
- ・焼いてから時間が経っても比較的固くなりにくいのが特徴。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地。



こなだもん



「こなだもん」の米粉パン

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種（2）

米粉麺に適した品種

ふくのこ

- ・「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉麺への加工が可能。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



ふくのこ



「ふくのこ」の米粉麺

亜細亜（あじあ）のかおり

- ・「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース米品種。
- ・「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、標肥栽培で789kg/10aと多収。
- ・米麺に適し、アジア風の米麺としての利用が期待。
- ・栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

越のかおり

- ・「越のかおり」は、アミロース含有率が33%程度の高アミロース品種。
- ・麺に加工すると茹でてでも溶けにくく、麺離れが良いので新しい食感。
- ・北陸では「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同じ中生品種。
- ・収量は「コシヒカリ」よりもやや劣るが、「キヌヒカリ」と同等。



越のかおり



「越のかおり」を使った商品例

北瑞穂（きたみずほ）

- ・「北瑞穂」はやや多収(600kg/10a)の高アミロース米品種。
- ・米粉の加工適性が高く、ライスパスタやクッキーに適している。
- ・栽培適地は北海道。



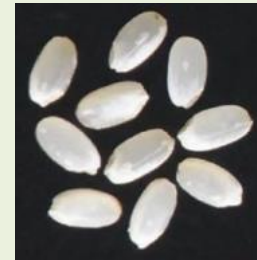
北瑞穂



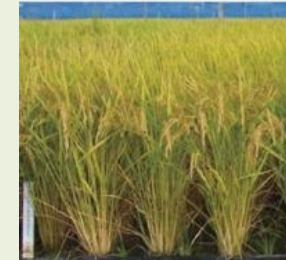
「北瑞穂」で試作したライスパスタ

あみちゃんまい

- ・「あみちゃんまい」はアミロース含有率が30%程度の高アミロース米品種。
- ・生育は「コシヒカリ」より早く、「ひとめぼれ」と同等。
- ・栽培適地は、東北中南部、北陸及び関東以西。



あみちゃんまい

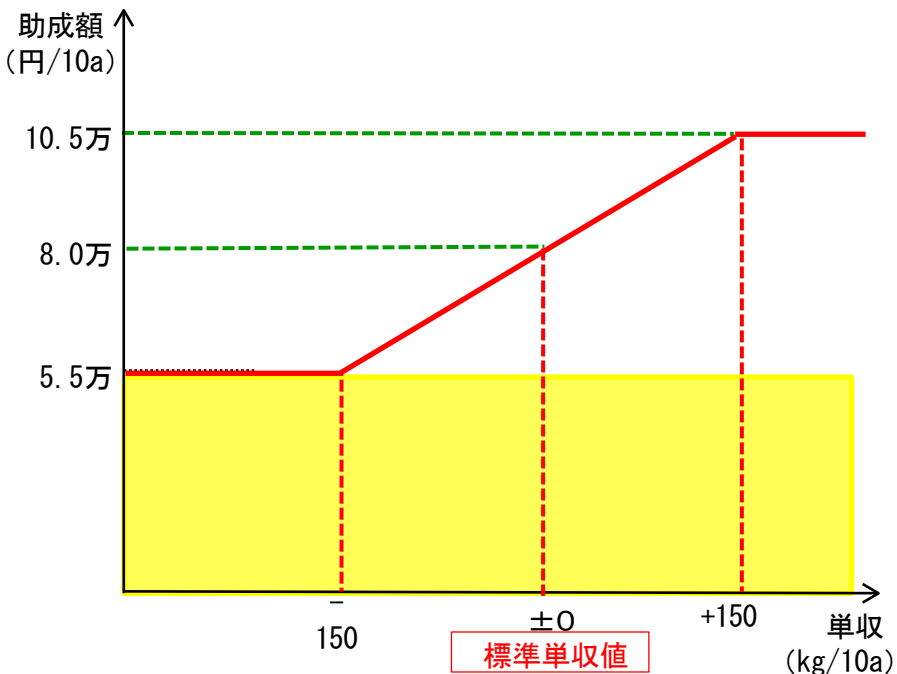


あみちゃんまい

注）これら9品種は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日一部改正)において米粉専用品種として示された品種。
このほか、米粉専用品種には都道府県知事特認品種も含まれる。

標準単収値を基準とした単価の算定
(変更無し)

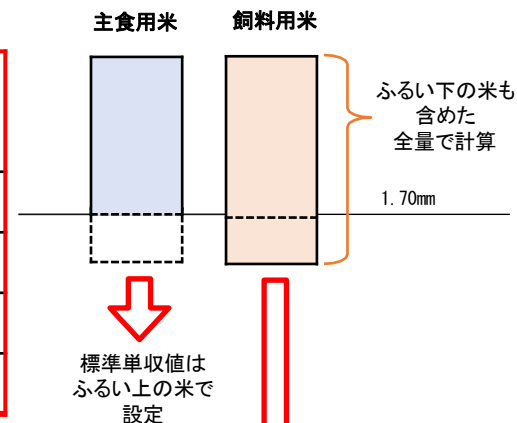
数量払いの単価(傾き): 約167円/kg



現在の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量 (ふるい下米を含めることも可 [※])
農業者A	区分	10a	550kg
農業者B	一括	10a	536kg
農業者C	一括	10a	586kg
...



合計収量(ふるい下米含めることも可)により単価を計算

注 飼料用米の生産においては、「区分管理方式」又は「一括管理方式」が選択可能。
「区分管理方式」はほ場を特定する方式であるため、当該ほ場のふるい下米のみ含めることが可能。
「一括管理方式」はほ場を特定せずに契約数量(認定面積で生じる量の範囲内で、ふるい下米を任意に含めることも可)を出荷する方式。

主食用米と同じ基準で比較できるようにする

今後の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量	収穫量の内訳を追加	
				ふるい上*	ふるい下*
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg
...

合計収量のうちふるい上の米により単価を計算

※ 地域のふるい下の発生率(農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目))を用いて計算可

補助金等を受給するには、
環境負荷低減のチェックシートの
記入・提出が必要になります！

➤ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスのねらい

「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」は、農林水産省の全ての補助事業等において、チェックシート方式により、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化するものです。これにより、事業を実施する際に新たな環境負荷が生じないようにし、環境にやさしく、生産性も高い農業を確立することを目的としています。



➤ 最低限行うべき環境負荷低減の取組とは

チェックシートの項目は、みどりの食料システム法に基づく国の基本方針に示された、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組に基づいて設定されます。



最低限行うべき取組 (例)

- ☑ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存 → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげます
- ☑ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥 → 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげます
- ☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 → 周辺環境への影響を最低限にします
- ☑ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存 → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぎます

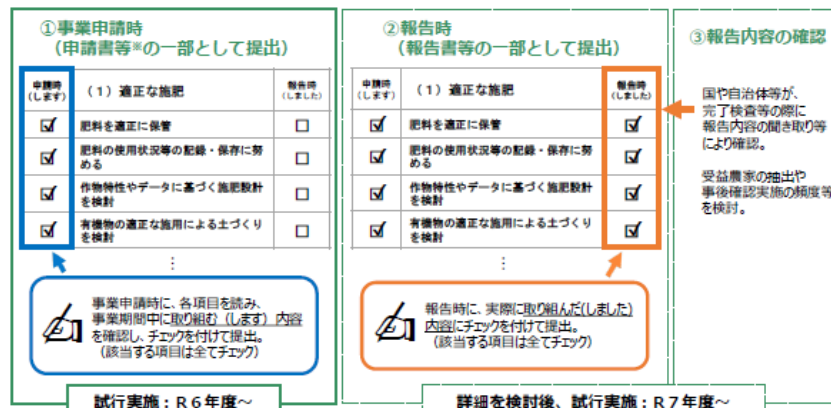
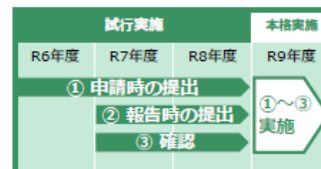
--- 令和6年3月作成 ---

環境負荷低減のチェックシートの
記入・提出は、どのように実施するの？

➤ 実施方法

※ チェックシートの記入・提出を行わないと、補助金等を受けられません。

- ◆ チェックシートを用いて、
 - ① 事業申請時に取り組み内容をチェックして提出
 - ② 事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出を要件化するともに、
 - ③ 報告検査時等に抽出方式等で報告内容の確認を行います。
- ◆ 令和6年度は、① 事業申請時のチェックシートの提出、令和7年度以降、② 報告、③ 確認を試行的に実施します。その上で、詳細を固め、令和9年度を目標に本格実施します。



※ 物品・役務 (委託事業を含む) の調達や公共事業関係 (農業農村整備事業等) については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施します。

➤ 詳しく知りたい方はこちら

農水省HPの「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」ページに、業種ごとのチェックシートの解説書やQA集を掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



解説書などの最新版はこちらから！



お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
☎ (直通) 03-6744-1865

--- 令和6年3月作成 ---

環境負荷低減の取組の

「見える化」の本格運用が始まりました

化学農薬・化学肥料や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用など農業者等の栽培情報を活用して温室効果ガス削減や生物多様性保全の努力を評価し、分かりやすい形で消費者等に伝える「見える化」ラベルが広まっています。



3月1日から
開始しました！



※上記の商標は商標出願中です。

温室効果ガス削減の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・化石燃料の削減
- ・堆肥やバイオ炭の施用 等



生物多様性保全の取組

- ・化学農薬、化学肥料の低減
- ・冬期湛水
- ・魚の保護 等



削減貢献率 5%以上：★★★
削減貢献率 10%以上：★★★
削減貢献率 20%以上：★★★★★

取組の得点 1点：★★★
取組の得点 2点：★★★
取組の得点 3点以上：★★★★★

➤ 地域の慣行的な栽培と比較した温室効果ガス排出量の削減貢献率を算定し、等級を確定

➤ 温室効果ガス削減に加え、生物多様性の保全につながる取組の実施数を得点化し、等級を確定

対象品目：計23品目

米、トウモロコシ（露地・施設）、ミニトマト（施設）、キュウリ（露地・施設）、ナス（露地・施設）、ほうろん草、白ネギ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、たんじん、アスパラガス、リンゴ、みかん（露地・施設）、ぶどう（露地・施設）、日本なし、もも、いちご（施設）、茶 ※生物多様性保全の評価は、米に限る

～令和4年度の実証開始以降、全国の700か所以上の店舗等で実証販売～



お問い合わせ

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ Tel: 03-6744-2016 Email: midori_mieruka@maff.go.jp



令和5年度 事業報告及び収支決算について

1 令和5年度 事業報告

米価の安定に向けた米の需給調整をはじめ、需要に応じた米・麦・大豆等の生産や令和6年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分、石川県水田収益力強化ビジョンの策定、令和6年産米の地域協議会間調整等、経営所得安定対策円滑化事業を実施した。

①総会の開催

(委員19名)

開催月日	内 容	場 所	委員出席状況 (委任状出席含む)
令和5年 6月2日	第1回 通常総会 <議案> ○令和4年度 事業報告及び収支決算 ○令和5年度 事業計画及び収支予算 ○令和5年度 水田収益力強化ビジョン <報告事項> ○水田園芸の推進 ○畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業（旧リノベ事業）の採択状況	農業会館	19名
令和5年 12月11日	第2回 通常総会 <議案> ○令和6年産 主食用米の生産基準数量の設定 ○令和6年産 主食用米の地域協議会別生産基準数量の配分 ○令和6年産 主食用米の地域協議会間調整の実施 ○令和6年度 石川県水田フル活用の基本的な考え方	農業会館	19名
令和6年 2月2日	第1回 臨時総会 <議案> ○令和6年産米の「生産の目安」の設定について	書面表決	19名
令和6年 3月28日	第3回 通常総会 <議案> ○令和6年度産地交付金の配分 <報告事項> ○令和6年産 主食用米の地域協議会間調整結果	農業会館	19名

②米政策部会の開催

開催月日	会議名及び主な内容	開催方法	出席者
令和5年 11月27日	○米政策部会 <情勢報告> ・米穀をめぐる情勢 <検討事項> ・令和6年産の米等の生産に関する考え方 ・令和6年産地域協議会間調整の考え方	農業会館	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所

③地域協議会間調整の推進

令和6年産生産基準数量の地域協議会間調整

開催月日	会議名及び主な内容	開催方法	対 象
令和5年 12月11日 ～13日	○令和6年産 第1回 地域協議会間調整意向確認 県協議会から地域協議会に対し、生産基準数量の 拡大または縮小希望調査を実施	—	地域協議会
令和5年 12月14日	○令和6年産 第1回 地域協議会間調整会議 地域協議会の意向結果を踏まえ、調整ルールに基づ き実施	書面開催	県協議会
令和6年 2月	○令和6年産 第2回 地域協議会間調整意向確認 「令和6年能登半島地震」を受け、県産米の生産量 を確保するため、主食用米の「生産の目安」を設定し たことにより、拡大希望協議会の希望数量を概ね満た ず配分となったことから、地域協議会間調整を行わな いこととした。	—	—

④担当者会議の開催等

(ア)地域協議会への指導・助言・意見交換等(計5回)

開催月日	会議名及び主な内容	開催方法	対象
令和5年 6月12日	○地域農業活性化協議会担当者会議(第1回) ・主食用米にかかる生産基準数量配分の考え方、 多収品種(飼料用米等)、水田活用の直接支払交付 金に係る調査等について説明	オンライン (zoom)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所
令和5年 10月6日 10月10日	○地域農業活性化協議会担当者会議(第2回) ・令和6年度産地交付金、主食用米にかかる生産基 準数量配分の考え方について意見交換 10月6日 加賀市、小松市、能美市、川北町 金沢市、河北郡市 10月10日 野々市市、白山市 羽咋市、宝達志水町、志賀町、 中能登町、七尾市 穴水町、輪島市、能登町、珠洲市 ※上記の他、個別に指導・助言を実施	オンライン (zoom)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所
令和5年 12月14日	○地域農業活性化協議会担当者会議(第3回) ・令和6年産の需要に応じた米等の生産、 地域協議会別「生産基準数量」の配分、 地域協議会間調整の実施、 石川県水田フル活用の基本的な考え方について説明	農業会館	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所
令和6年 2月1日	○地域農業活性化協議会担当者会議(第4回) ・令和6年産米に係る「生産の目安」の設定について 説明	オンライン (zoom)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所
令和6年 3月29日	○地域農業活性化協議会担当者会議(第5回) ・令和6年度産地交付金の配分、 地域協議会間調整の結果について説明	オンライン (zoom)	市町、JA、 北陸農政局、 農林総合事務所

(イ)その他

	会議名及び主な内容	対 象
令和5年 12月	○チラシによる農家等への情報提供 ・需要に応じた米生産の取組にかかるチラシを配布	全協議会 (発行部数 1万6千部)
令和6年 3月	○パンフレットによる農家等への情報提供 ・経営所得安定対策推進にかかるパンフレットを配布	全協議会 (発行部数 1,430部)

2 令和5年度 収支決算

(1) 収支計算書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:円)

科目	予算	決算	差異
I. 事業活動収入の部			
事業活動収入			
①経営所得安定対策円滑化事業(A)	3,891,000	3,891,000	0
②畑作物産地形成促進事業 ※	418,454,000	0	418,454,000
③コメ新市場開拓等支援事業 ※	50,967,000	0	50,967,000
事業活動収入計(A)	473,312,000	3,891,000	0
II. 事業活動支出の部			
事業活動支出			
①経営所得安定対策円滑化事業(B)	3,891,000	3,891,000	0
②畑作物産地形成促進事業 ※	418,454,000	0	418,454,000
③コメ新市場開拓等支援事業 ※	50,967,000	0	50,967,000
国返還金支出			
①経営所得安定対策円滑化事業(B)	0	0	0
②水田リノベーション事業	0	0	0
事業活動支出計(B)	473,312,000	3,891,000	469,421,000
事業活動収支差額(C) = (A) - (B)	0	0	△ 469,421,000

※ 令和5年度より農家へ直接支払われることとなったため、決算額は0となっている。

①経営所得安定対策円滑化事業

収入		支出	
R5県交付額	3,891,000	謝金	297,000
		旅費	39,180
		需用費	15,162
		消耗品費	169,208
		会議費	60,000
		賃金(派遣費)	3,021,150
		協議会運営費	289,300
合計	3,891,000	合計	3,891,000
		差引次年度繰越金	0

(未払金内訳)

摘要	金額	精算日
賃金(派遣費)	241,450	令和6年4月24日
消耗品費	5,393	"
需用費	1,400	"
協議会運営費	157,300	"
合計	405,543	

監事の意見書

石川県農業活性化協議会規約第28条に基づき、令和5年度 事業報告及び収支決算等について監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

記

1. 決算監査日 令和6年5月15日
2. 監査場所 JA石川県中央会
金沢市古府1丁目220番地

石川県農業活性化協議会

監事

宮田吉弘 

監事

林慎吾 

令和6年度 事業計画及び収支予算について

1 令和6年度 事業計画

「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき進められる食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興等の政策を踏まえ、経営所得安定対策の推進による農業経営基盤の強化を図るとともに、米の需給調整や需要に応じた米等の生産による農家所得の向上など本県農業の振興に資するため、経営所得安定対策円滑化事業を実施する。

① 総会の開催

開催月日	内 容	備 考
令和6年 5月27日	第1回 通常総会 <議案> ○令和5年度 事業報告及び収支決算 ○令和6年度 事業計画及び収支予算 ○令和6年度 水田収益力強化ビジョン ○規約の改正	
令和6年 12月中旬	第2回 通常総会 <議案> ○令和7年産の需要に応じた米等の生産 ○令和7年産 主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分 ○令和7年産 主食用米の地域協議会間調整の実施 ○令和7年度 水田収益力強化ビジョンの基本的な考え方	
令和7年 3月下旬	第3回 通常総会 <議案> ○令和7年度 産地交付金の配分 <報告事項> ○令和7年産米の地域協議会間調整の実施結果	

②米政策部会の開催

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対象
令和6年 11月	○米政策部会 ・制度運営のとりまとめ ・令和7年産米の生産基準数量等の設定と地域別配分の考え方 ・具体的な仕組み・手続き	未定	市町、JA (地域協議会)

③地域協議会間調整の推進

令和7年産 生産基準数量の地域協議会間調整

開催月日	会議名及び主な内容
令和6年 12月	○令和7年産 第1回 地域協議会間調整意向確認 ○地域協議会間調整会議での調整
令和7年 2月 令和7年 3月	○令和7年産 第2回 地域協議会間調整意向確 ○地域協議会間調整会議での調整

④担当者会議の開催等

地域協議会との意見交換等

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対 象
令和6年 6～11月	○地域協議会・農業経営体等との意見交換会 ・制度運営の検討	未定	市町、J A、 認定方針作成者 (地域協議会) 農業経営体
令和6年 12月中旬	○地域農業活性化協議会担当者会議(第1回) ・令和7年産米の生産基準数量等の設定と 地域別配分 ・令和7年度 石川県水田フル活用の基本的な 考え方 ・令和7年産米の地域協議会間調整の実施	未定	市町、J A、 農業共済組合、 北陸農政局、 農林総合事務所
令和7年 2月	○地域協議会との意見交換会 ・産地交付金の活用	未定	市町、J A (地域協議会)
令和7年 3月上旬	○地域農業活性化協議会担当者会議(第2回) ・令和7年度 水田収益力強化ビジョンの策定 ・令和7年度 産地交付金の配分 ・産地交付金の活用計画に関する指導 ・令和7年産米の地域協議会間調整の結果	未定	市町、J A、 農業共済組合、 北陸農政局、 農林総合事務所

※上記の他、地域協議会の要請等に基づき、必要に応じて指導・助言を行う

2. 令和6年度 収支予算

(単位:円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減
I. 事業活動収入の部			
事業活動収入			
①経営所得安定対策円滑化事業	3,719,000	3,891,000	△ 172,000
事業活動収入計(A)	3,719,000	3,891,000	△ 172,000
II. 事業活動支出の部			
事業活動支出			
①経営所得安定対策円滑化事業	3,719,000	3,891,000	△ 172,000
国返還金支出			
①経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0
事業活動支出計(B)	3,719,000	3,891,000	△ 172,000
事業活動収支差額(C) = (A) - (B)	0	0	0

①経営所得安定対策円滑化事業

収 入		支 出	
R6県交付額	3,719,000	謝金	350,000
		旅費	50,000
		需用費	20,000
		消耗品費	180,000
		会議費	30,000
		賃金(派遣費)	3,050,000
		協議会運営費	39,000
合 計	3,719,000	合 計	3,719,000

令和6年度石川県水田収益力強化ビジョン（案）

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県では、水稲作が農業産出額の5割、耕地面積の6割を占めており、本県農業の基幹作物となっている。

主食用米については、新型コロナウイルス感染拡大による消費減退・米価下落を経て、現在は米の需要が回復に向かっていることに加え、全国的に作付転換が進んだことから米価は回復しつつあるものの、令和5年産米の価格は、依然として令和元年産米より低い水準にあるほか、令和5年産米の品質は、夏の異常な高温・少雨により大きく低下しており、需要・米価の維持・向上には、消費者のニーズに沿った食味・品質の確保が不可欠となっている。

また、奥能登地域などでは、担い手の高齢化の進行や農家戸数の減少が顕著であり、耕作放棄地の増加とともに、農業・農村が担う多面的機能の低下が懸念されていることに加え、令和6年能登半島地震により甚大な被害が発生しており、令和6年産米の作付減少が避けられない状況にある。

一方、水田転作については、南加賀・石川・中能登地域では麦・大豆、河北・中能登地域では飼料用米など非主食用米の作付が定着してきている。このうち麦・大豆については、収量や品質の向上、また飼料用米については、収量向上に向けた品種の選定と種子確保が課題となっている。

これらの状況を踏まえ、引き続き、米価の更なる回復と主食用米の生産量の確保に向け、主食用米の需給調整により過不足のない作付を推進するとともに、国の支援を最大限活用し、県・生産者団体・市町が一体となり水田のフル活用と被災地等での水田の保全を図りつつ、水田農業の収益最大化と農業生産力の維持強化を図ることが必要である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

土地利用型作物で、市場から要望の高い白ねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、たまねぎの4品目のほか、従来から地域特産物として市町や地域が産地化を図ってきた品目を「産地戦略作物」と位置づけ、県、市町、JA等関係団体が一体となった、きめ細やかな伴走支援により、産地の取組みを支援する。

また、①選ばれる産地づくり②担い手育成と産地拡大③広域産地体制の構築の3点を施策の柱として、園芸産地の活性化に取り組む。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

実需者からのニーズに応じて麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、農家所得の最大化を図るため、可能な限り水田の高度利用を促進する。このため、

水稲作付後でも畑作物の作付けが可能な排水性の良い地域においては、麦・大豆と水稲によるブロックローテーションを推進する。一方、排水性が悪く、収量が確保できない地域においては、担い手の意向や土地利用の計画等を考慮した上で、排水性向上のため畑地化を推進するなど、地域の実情に応じた作付転換を図る。

また、地域活性化協議会による作付確認に併せ、ほ場の状態を点検・確認し、水田台帳を整備する。

4 作物ごとの取組方針等

【基本方針】

- (1) 主食用米の生産については、需給環境の安定に配慮しつつ、需要に応じた生産を基本に、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行う。
特に、令和6年産については、能登半島地震により水稲の作付減少が避けられない状況にあることから、県全体で作付調整を行うことにより主食用米の生産量の確保を図る。
- (2) 実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、水田の高度利用を促進することにより、農家の所得確保を図る。
- (3) 麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、飼料用米のほか、輸出用米、備蓄米、加工用米並びに米粉用米を需要に応じて生産し、農家の所得確保と水田としての機能維持を図るほか、被災により水稲の作付が難しい場合は、令和7年産での営農再開に向け、地力増進作物等の作付けにより水田の保全を図り、耕作放棄地の発生を防止する。
- (4) 持続可能な農業生産に向けて、環境負荷の低減を図りながら、スマート農業技術の導入など、生産性の向上を目指す。

① 主食用米

「うまい・きれい石川米づくり＋1運動」の展開を通じて、猛暑が常態化する可能性があることを踏まえて気象災害に対応した栽培管理指導を強化し、品質の向上に努め、良質米産地として石川米ブランドを確立するとともに、省力・低コスト技術等の導入により収益性向上を図る。

このため、適切な水管理や施肥など生産技術対策の着実な実施を基本に、地域の実情に応じたきめ細かな取組を進め、実需者に選ばれる良質米産地として、品質・食味の高位安定化を図る。

② 麦・大豆

水田の高度利用により、所得の向上を図る観点から、本県の転作における土地利用型基幹作物として位置づけ、水稲との輪作体系を構築するとともに、共同利用施設の整備等を通じて、実需者に対する安定供給を行ってきた。

今後とも、担い手への集積、作付の団地化を推進するとともに、能登地域でやむを得ず水稲作付けができなかった農地での麦・大豆の作付転換を図り、生産の拡大を行う。

また、収量の増大・安定化を推進するため、排水対策や土づくりの取組を強化する。

③ 高収益作物（園芸作物等）

水田を活用した園芸作物等の産地を育成するため、産地戦略作物について、県、市町、JA等関係団体が一体となって重点的に生産の拡大を図る。

また、今後さらに需要増が見込まれる加工・業務用野菜の生産を振興する。

④ 非主食用米

麦・大豆などの畑作物等の作付に適さない湿田地域においても取組が可能であり、現有の機械装備が活用できることから、被災により水稻作付ができない面積を考慮しつつ、品目毎の需要に応じて最大限に作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持する。

ア 飼料用米

今後とも主食用米の需要減少が見込まれる中、飼料用米は国からの交付金を含めて安定的な手取りが見込めることから、需要に応じた導入を推進する。

導入生産者の作付体系に応じて、主食品種及び多収品種での取組を推進し、耕種農家と畜産農家など実需者との連携を図る体制を整備する。

イ 輸出用米

輸出用米については、海外の需要の把握に努めるとともに、他の非主食用米並の所得水準維持を前提に販路を確保し、生産に取り組む。

ウ 備蓄米

備蓄米は、前年産の落札実績を基に県別優先枠が配分され、産地として継続的に取り組めるインセンティブが与えられており、県全体の主食用米の需要量を確保したうえで、農家所得の確保のために最大限取り組む。

エ 加工用米・米粉用米・WCS用稲

加工用米は、事前契約等により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから需要に応じた生産に取り組む。

米粉用米は、全国的にはグルテンフリーの特徴を活かした商品開発が進んできていることから、需要に応じた作付を図る。

WCS用稲は、石川・奥能登地域など県内の一部で取組が見られており、購入飼料の価格が高騰している中で、今後も引き続き耕種農家の収益確保と畜産農家の生産コスト低減に向け、耕種農家と畜産農家との連携を図るとともに作付を推進する。

⑤ そば

中山間地や、地力の低い地域など麦・大豆等の作付けが困難な地域において、作付を推進する。

また、生産者の所得増大を図るため、他の作物と組み合わせた二毛作を推進する。

⑥ 地力増進作物

麦・大豆や高収益作物、水稻の収量確保のため、それらの作付の前後における地力増進作物の導入を推進する。また、能登地域において、やむを得ず水稻が作付出来ず、畑作物の作付けが困難な生産者に対し、地力増進作物の導入を推進し、次年度以降の水稻収量確保を目指す。

石川県農業活性化協議会規約の変更について

＜改正理由＞

「いしかわの農地活用連絡調整会」が令和5年度をもって活動停止したため、委員等を改正。

(第3条)

新	旧
<p>県協議会は、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について公益財団法人いしかわ農業総合支援機構と、耕作放棄地対策について<u>関係機関</u>と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。</p>	<p>県協議会は、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について公益財団法人いしかわ農業総合支援機構と、耕作放棄地対策について<u>いしかわの農地活用連絡調整会</u>と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。</p>

(第5条)

新	旧
<p>県協議会は、次の各号に掲げる団体が選任するものの他、学識経験者及び実需者各2名をもって組織する。</p> <p>(1) 石川県農業協同組合中央会（農業者団体）</p> <p>(2) 全国農業協同組合連合会石川県本部（<u> </u>）</p> <p>(3) 石川県農業共済組合（農業団体）</p> <p>(4) 一般社団法人石川県農業会議（<u> </u>）</p> <p>(5) 石川県土地改良事業団体連合会（<u> </u>）</p> <p>(6) 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構（<u> </u>）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(7) 石川県市長会（行政関係者）</p> <p>(8) 石川県町長会（<u> </u>）</p> <p>(9) 石川県農林水産部（<u> </u>）</p> <p>(10) いしかわ農業振興協議会（農業者代表）</p> <p>(11) 石川県農業法人協会（<u> </u>）</p> <p>(12) 石川県生活協同組合連合会（消費者団体）</p> <p>(13) 石川県婦人団体協議会（<u> </u>）</p>	<p>県協議会は、次の各号に掲げる団体が選任するものの他、学識経験者及び実需者各2名をもって組織する。</p> <p>(1) 石川県農業協同組合中央会（農業者団体）</p> <p>(2) 全国農業協同組合連合会石川県本部（<u> </u>）</p> <p>(3) 石川県農業共済組合（農業団体）</p> <p>(4) 一般社団法人石川県農業会議（<u> </u>）</p> <p>(5) 石川県土地改良事業団体連合会（<u> </u>）</p> <p>(6) 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構（<u> </u>）</p> <p>(7) <u>いしかわの農地活用連絡調整会（<u> </u>）</u></p> <p>(8) 石川県市長会（行政関係者）</p> <p>(9) 石川県町長会（<u> </u>）</p> <p>(10) 石川県農林水産部（<u> </u>）</p> <p>(11) いしかわ農業振興協議会（農業者代表）</p> <p>(12) 石川県農業法人協会（<u> </u>）</p> <p>(13) 石川県生活協同組合連合会（消費者団体）</p> <p>(14) 石川県婦人団体協議会（<u> </u>）</p>